論説

実証主義国際法学の確立過程における合意主義の系譜(三)

―― オッペンハイムの共通の同意理論を中心に

栗 寬 史

小

第一部 はじめに 予備的考察 ―― 先行研究の到達点とその課題

第一章 「公理」としての合意主義 ――「公理」化過程の素描

第二章 国際法(史)研究におけるオッペンハイム 第三章 実証主義国際法学の確立期における国際法研究の状況

第一部のまとめ

第二部 間主観的合意主義理論の形成

はじめに

第一節 前提—— 史料の確認

第一章 オッペンハイムの国際法論 ――

共通の同意理論に着目して

オッペンハイムの共通の同意理論

第二節 国際法の基礎及び法源としての「共通の同意」

一 「法」としての国際法― 国際法の基礎(basis) ― その基礎及び法源

(以上、第七一卷一号)

(以上、第七一巻二号

- 国際法の淵源(sources) 原因 (cause) との区別
- 方法としての実証主義 非実定的要素の排除
- 慣習国際法と黙示の同意
- 慣行と慣習との区別
- 条約と明示の同意 慣習国際法の妥当範囲
- 立法条約 ―― 条約の法源性の限定
- 条約の拘束力の問題
- (2) (1)
- (2) (1) 共通の同意理論における矛盾?-
 - 共通の同意は一般性を有するのか ―― 国際法の基礎と法源との関係 共同体の構成員の圧倒的多数の同意としての共通の同意

国家間共同体と共通の同

- □ 個別国家の同意と国家間共同体における共通の同意との関係 一度与えた同意を撤回する場合に要求される共通の同意
- (2) (1) もう一つの解釈 ―― 国家間共同体への加入承認と共通の同意 著作間の整合性 ―― 慣習国際法と共通の同意との関係
- 第一節 「法」としての国際法 —— その基礎及び法源

オッペンハイムの国際法論とその先行文献との異同

--- 国際法の基礎及び法源に着目して

- 国際法否定論への反駁 論証方法
- (3) (2) (1) 共同体の行為規範の外的な力による執行に対する共通の同意の存在 同質的な国際社会(Family of Nations)の存在
- 第二節 黙示の同意としての慣習国際法 前提 ―― 慣習法国際法論における問題の所在

黙示の同意としての慣習国際法とその妥当範囲

法源総論

明示の同意としての条約

- 前提 —— 条約の法源性と条約類型論
- (3) (2) (1) 条約の法源性

当事国数を基準とする類型

--- 一般条約と特別条約

- 規範内容を基準とする類型
- □ 立法条約論 ──トリーペル理論の受容?
- (3) (2) (1) 従来の通説的見解 ―― トリーペルの立法条約論のオッペンハイムによる受容

トリーペルの国際法認識及び依拠された理論

- トリーペルの立法条約論
- 条約の拘束力の根拠

(2) (1) オッペンハイムが明示的に参照している研究との比較

参考文献に挙げられた研究との比較

総合的検討 ―― オッペンハイム国際法論の特有性

第四節

異同の比較作業のための視座 ―― 慣習国際法論の評価 国際法秩序の主観的構成と客観的構成

(2) (1) 条約論の評価 立法条約論

第二部のまとめと若干の考察

第三部

「公理」化過程における間主観性の喪失ー

条約の拘束力の根拠としての慣習国際法

主観的国際法の客観化過程におけるオッペンハイム ― 一国家間共同体と個別国家との関係

客観的原理としての pacta sunt servanda の成立

(1)

国際法の基礎

(basis)

第二節 国際法の基礎及び法源としての「共通の同意

□ 「法」としての国際法 ── その基礎及び法源

る 員)を例外なく拘束するのが普遍国際法(universal international law)であって、この普遍国際法と区別されなけ international law)であり、これに対してすべての文明諸国 に応じて三つに分類され得るという。即ち、二国又は少数の国家のみを拘束するのが特別国際法 ればならないような、「大国を含む大多数の国家を拘束する」ものが一般国際法(general international law)であ 力があるとみなされている慣習上及び条約上の諸規則の総体の名称」と定義し、国際法はその当事国数 概説書において、オッペンハイムはまず、国際法を「文明諸国によってそれら相互間の関係において法的に拘束 (「同質的な国際社会(Family of Nations)」の全構成 (particular

中央集権機関を欠くにも拘わらず、 外的な力によって執行されることに対する共同体の共通の同意の三点を示し、国際法がこの意味における法である外的な力によって執行されることに対する共同体の共通の同意の三点を示し、国際法がこの意味における法である うな共同体の中では数百年もの間に国家のための行為規範が成長してきており、 分の共同体 ことの論証を試みている。即ち、彼によれば、①共通利益及びこれに資する国家間の交際によって個別国家は不可 本質的条件として、①共同体の存在、②当該共同体における人間の行為のための一群の規則の存在、 そしてこのように定義した上で、オースティン(J. Austin)に代表される国際法否定論に反駁するために、 法の本質的三条件を充足する国際法は「法」として認められるのである。(※) 法執行機関が存在する国内法と比較すると国際法は弱い法であるが、 ----「同質的な国際社会」(以下では、「国家間共同体」と互換的に用いる。) --- に結合され、 自助及び他国の援助によってかかる行為規範は実際に執行されているという。 弱い法も法であることに変わりはない ③これらの規範を執行するための ③当該規範が ② この よ

個

う。 体の

礎である旨を論じる。彼によれば、この「共通の同意」とは、共同体の個々の構成員の「すべて」による同意では(※) のであり、 ける「外的な力による執行」は、 従うように法的に拘束されていると考えている」という記述においても確認されるものである。 意している」という記述や、「様々な国家の政府及び議会は〔…中略…〕道徳的によってのみでは(※) 行されるべきであるということについては、 法の本質的 彼は事実を重視していることが理解される。このような事実 法によって拘束されているという見解を抱いて」おり、「同様に全文明諸国の世論も、 以上のように、 「構成員の圧倒的多数の明示的又は黙示的な同意」であり、「反対する構成員は少しの重要性も有さず、 。 | 中の構成員と対比される統一体としての共同体の意思を求める者の視野からは完全に消失してしまう」とい 証 具体的には自助及び他国による援助の二点に加えて世論の機能について言及がなされてい にお 条件の三点目を論じる際に、「国際法と呼ばれる国際的な行為のための規則の総体が外的な力によって執 いては、「実行において国際法は常に法として承認されてきている」という説明に見られるように、(※) 国際法が法であるということを論証したオッペンハイムは、 内的な力によって執行される道徳から法を区別するための基準として機能するも 文明諸国の元首も政府も議会も、 (即ち、 現実の同意の存在) 次に、 それに全文明人の世論も賛成 共通の同意がすべての すべての国家が国際法規則に に基づく論証は、 なお、 なく、 三点目に 法的 に国 法 0 基 お 同

同意を与えた国際法規則から脱退する際にも必要となる旨が論じられている。つまり、 国際社会」) めることはできず、 許容され さらに、 この共通の同意はすべての法の基礎であるため、 の構成員である諸国家の共通の同意に求められることになる。 る場合を除い 諸国家の共通 て、 0 共同体の構成員である諸国家は 同意の みがかかる同意を変更し得るというのである。 法である国際法の基礎もその共同体 度同意を与えた慣習法及び条約を一方的に改 また、この共通の同意は、 条約において脱退 即 諸 ち 玉 か 同 質的 明 が 既に 宗的

議論に着手する。

(2) 国際法の淵源 (sources) ―― 原因 (cause) との区別

源が存在するはずであり、 質的な国際社会」の構成国の共通の同意として捉えられるため、「共通の同意が成立し得る事実と同数の オッペンハイムは、 国際法の基礎が共通の同意に求められる旨を以上のように論じた後に、国際法の基礎が それしか存在し得ないということは明白である」として国際法の淵源 (法源) に関する 同

いう。 題に関する国内法、そして⑩国際会議における議論、 ⑥国際条約、 作家の見解、 結果として論者によって様々に異なる法源が示されてきたとして、次のように例示されている。即ち、 を促す。概説書では原因と淵源が混同されてきた旨のみが論じられていたが、彼の講義録においては、 まずオッペンハイムは、 ⑦外交使節及びその他の機関のための国家による指示、⑧外交政策に関する国家の公文書、 ②国際的な慣例、③捕獲審検所の決定、④仲裁裁判所の判断、⑤国際関係に関する国内裁判所の決定、 淵源がしばしば他の概念(とりわけ、「原因」)と混同されて用いられてきたことに注意 のような様々なものが国際法の法源として挙げられてきたと ①著名な著 9国際間 混同

黙示的合意としての慣習 範に従うという慣習を国家が採用することによって与えられる黙示的同意」の二つ ― くはオッペンハイムにとっては国際法の「原因」でしかなく、それらはある規範が国際法規則となる過程におい 国際的な行為のための規則を定める条約を国家が締結する場合に与えられる明示的同意」と「ある国際的な行為規 から行為規範が生まれ、 その上で、彼は泉とそこから湧き出る流水との関係に喩えながら、「歴史的事実に対する名称であって、その事実 (流水)であると説明する。そして、このような事実が二つしか存在しない旨を指摘した上で、「当事国の将来の 法的効力を有するようになるもの」が「法源」(泉)であり、そこから湧き出るものが法規(窓) のみが国際法の法源であると論じる。つまり、 他の論者が法源として挙げるも ― 明示的合意としての条約と のの多

影響力を有するのみであって、 決して国際法の 「淵源」ではない のである。

③ 方法としての実証主義 —— 非実定的要素の排

口 いう点を明らかにし、その上で、 international law)には三つの方法論があるとして、「自然法学派」、「実証主義学派」、前二者の折衷型としての「グ かかる評価は以上の検討を通しても理解されるところである。 ティウス学派」を挙げ、 既に第 部において確認されたように、オッペンハイムは実証主義国際法学者として一般的に評価されてきたが、 国際法の歴史的展開を振り返りつつ、代表的な著作がそれぞれ何れの学派に属するかと 一九世紀末には実証主義学派が勝利を収めた旨を論じている。 実際にオッペンハイムは、 国際法学 (science O.

学派に属すると自認し、法源から非実定的要素を排除しようと試みていたことが理解されるのである。 姿勢が理解される。さらに、その方法論については、 始めることを要求するようなものである、 して、その意図及び目的に拘わらず、国家の慣習的な実行又は立法条約に見出される現行の国際法規則の検討から ける法源と混同されてきたものの例示からも、 オッペンハイムによれば、実証主義学派の国際法論というのは、「慣習及び条約に基づく実定国際法のみを認識 自然法及び自然国際法の存在を否定する」ものであると説明されている。 と論じられる。これらの記述からも、 自然法・理性等の非実定的要素を排除するというオッペンハ 一般法学によって用いられているものであって、 実際に、 オッペン (2)で確認された講義録にお イ ムが自らを実証主義 研究者に対 イム 0)

「慣習国際法と黙示の同・

(1) 慣行と慣習との区別

以上で確認されたように、 国際法の基礎及び淵源を同意によって説明するオッペンハイムは、 まず 一元来 の法源

れるや否や、かかる行為から抽出される規則が慣習国際法規則である」と論じている。 ないのであって、「頻繁に実践されている国家のある国際的な行為が法的に必要であるか又は法的に正しいとみなさ れるという。そして、慣行は慣習になる傾向を有しているが、これは 為をするという習慣が、かかる行為の法的性質についての確信を伴わずに生じている」場合は慣行について論じら 継続的な習慣 によれば、「ある行為が法的に必要であるか又は法的に正しいという確信の下に、かかる行為をするという明白且 (the original source)」である慣習について論じる。慣習を慣行(usage)との対比を通して論じるオッペンハ (habit)が生じている」場合に慣習について論じることができるのであり、これに対して、「ある行 (理論上の問題ではなく)事実の問題に過ぎ イム

他のすべての当事国の同意を以ってのみ変更される」ものであると述べられている。また、(※) に公表しているため、以下では概説書における記述との異同に着目しながら、同論考における慣習法論を確認する。 の有無に見出され、 国家の「恣意(Willkür)」に服する国家法とは異なり、国際法は「一度発生すれば個別国家の恣意は取り去られ 概説書第二版と第三版の間に公表された同論文においても、国際法の法源は条約と慣習法のみである旨が示され (Gebrauch) と慣習 以上の慣習法論は彼の概説書に即して纏められたものであるが、彼は慣習国際法を主題とする論考を一九一五年 (Gewohnheit) との区別の重要性を指摘し、このような区別は法的確信 (Rechtsüberzeugung) かかる法的確信は支配的利益(gebieterische Interessen)に基づくものであると論じられてい 概説書と同様に慣行

(2) 慣習国際法の妥当範囲

彼は「慣行が法的確信によって慣習に変わるという事実は、我々に、普遍、一般及び特別慣習国際法を区別させる」 のように慣行と慣習との区別を論じたオッペンハ イムは、同論文におい て次に慣習国際法の三分類を提 179

在する」ものを普遍慣習国際法と、そして「国家間共同体の構成員のすべてによってではないが、 と述べた上で、外交関係法のように、「ある慣習法規則が共同 除に関する規則 によって慣習法と認められている規則が存在する」として、これを特別慣習国際法とも普遍慣習国際法とも 般慣習国際法と説明している。このような一般慣習国際法の例としては、 及び本国軍艦の護送を受ける中立 船舶の臨検免除に関する規則が示されて ..体のすべての構成員によって承認され 沿岸漁業に従事して ってい る敵船の捕獲免 大多数の構成 るときに

然に拘束し、 察されることになる。まず、普遍慣習国際法については、その成立のためにはすべての国家の同意が必要であるが、 に従うという暗黙の条件」が含まれているのであって、新国家の成立以前に存在する普遍慣習国際法は新国家を当 陸国であっても、 過去において若干の国が一般慣習国際法規則の承認を拒否し続けたという事実がないことに言及しつつ、例えば内 一般慣習国際法については、概説書と同様に、 ての構成国による同意が必要であるのかという点、そして新国家は既存の慣習法に拘束されるのかという点が考 普遍慣習国際法と一般慣習国際法との区別に関する重要な問題として、 一般慣習国際法及び特別慣習国際法については当該新国家の同意に委ねられるとい 海洋国の間で普遍慣習国際法として承認されている規則には拘束されると論じている。そして、 新国家の共同体への参加には「新たな構成員が普遍的に妥当する法 普遍慣習国際法には共同 体の

必ずしも明確に示されていなかったが、オッペンハイムの構想していた慣習国際法は 提とされており、一 るような二分法に基づくところの)一般国際法の法源であることが必ずしも前提とされていなかったのである。 「一般」・「特別」の三つに分類され得るものとして構想されていたことが明らかとなる。 以上で確認されたことから、オッペンハイムにおいては、慣習法及び条約ともに、その妥当範囲に応じて「普遍 国家が 国家間共同体に入会する際には既存の普遍慣習国際法に従わなければならないという暗黙の条件! 般慣習国際法及び特別慣習国際法については新国家の個別の同意に委ねられていたのであった。 (現代にお 即ち、 概説書においては て共有されて

な国際社会のすべての構成員を拘束する普遍国際法の成立にはその全構成員の明示又は黙示の同意が求められると 意を与えていないにも拘わらず、普遍慣習国際法の成立に際してその同意が擬制されるように解される次のような いうことになる。 なかったという点と彼の国際法論において非実定的要素が排除されていたという点とを併せて考慮すると、 さらに、オッペンハイムが構想していた慣習国際法は必然的に普遍的妥当性を有するものとして前提とされてい 内陸国が海洋国の間で妥当する普遍慣習国際法に拘束されるという例が示すように、 しかしながら、一九一五年論文の普遍慣習国際法と一般慣習国際法との関係を論じる部分にお 当該内陸 国が実際に同

想定できる場合に、我々は当該規則が普遍慣習国際法であるという原理を立てることができるだろう。(※) これ迄にある規則が適用される状況にあったすべての国が当該規則を慣習法として承認している場合であって、 かる国家の数が多く、そしてその重要性が高いために国際的な国家間共同体全体の支配的利益が当該規則の背景にあると 且つ、 か

同論文における彼の議論の整合性という観点から問題となる。

配的理解とは異なるものであると評価できるだろう。 の同意が必要であるという彼の立場に鑑みると、右の一節は普遍慣習国際法の成立において恰も「同意の「留」 ハイムの議論が単に(利害関係国を含む)多数の国家の実行によって一般法たる慣習法が成立するという現代の支 許容するような議論であり、彼がむしろ厳格な同意要件を緩和しているように解されるのである。 但し、この点については、「ある規則が適用される状況にあるすべての国家」という制限に着目すると、 慣習国際法も普遍・一般・特別国際法に分類可能であると示すことで、普遍慣習国際法の成立にはすべての国家 内陸国の同意が擬制されるのは、 即ち、 彼が挙げている海洋国間 !の慣習国際法と内陸国との関 オ 擬制」を ッペン

係という例に即して説明するならば、

ある規則がすべての海洋国の間で普遍慣習

検討することとしたい。

181

国際法として成立している場合のみであって、そもそもかかる慣習法規則が海洋国の間における 同規則に対する内陸国の同意は当然に擬制され得ないのである。 (雲) 国際法で

えていない 成員を必ずしも意味するわけではなかったということが理解される。そのため、オッペンハイムの普遍慣習国際法 の同意理論に矛盾が生じることになったという批判もあるため、この点については節を改めて後に ていることが併せて理解されるのである。但し、このような同意の擬制を導入することで、オッペンハイ における国家の同意の擬制においても、国家が国家間共同体へ入会する場合と同様に、「共同体の利益」 ていたと考えられるのである。そして、彼が二点目に掲げていた条件からも明らかな通り、 家によって慣習国際法として承認され、且つ、その背景に共同体の利益を見出せる場合に、 の中には、 ところの「すべての国家」とは「ある規則が適用される状況にあるすべての国家」であって、共同体のすべての 共同体の構成員すべての実際の同意が反映されたものと、 (かかる慣習法に合致する形で行動していない)国家の同意が擬制されるもの、 普遍 .慣習国際法は共同体を構成するすべての国家による同意がない限り成立し得ないが、ここでい ある規則が適用される状況にあるすべての 普遍慣習国際法の成立 という二つが観念され 実際に黙示の (本章第三節 が重視され ムの共涌 同意を与 玉

三 条約と明示の同意

① 立法条約 —— 条約の法源性の限定

法源となる点を指摘している。 次に、 一番目の法源である条約について、 即ち、 数多くの目的のために条約は締結されるが、 オッペンハ イ · ム は 「立法条約 (law-making treaties) 国際法の法源としての条約は 0) みが 国際法の

が形成される唯一の方法」が条約であると論じられている。 のような法定立のための中心的権力は存在せず、慣習と対比して「意図的な行為(deliberate act)によって国際法 目的のため」に締結される条約である。また、国家間共同体は組織化された社会ではないため、 するもの」に限定されるというのである。このような立法条約と区別される条約類型は、「その他のあらゆる 将来の国際的な行為のために新たな規則を定立するもの、又は、既存の慣習法規則を確認、 明確化若しくは廃止 国家における議会

ないものも立法条約と観念される点、そして立法条約であることと条約の当事国数とは無関係である点を、これら(※) (※) 法条約であるか否かという点は個別規定に即して評価されている点、それ故に立法とみなされるような規定を含ま まで、概説書では「一九世紀における重要な立法条約」として合計一三の具体例が列挙されており、ある条約が立 五年のウィーン会議最終議定書であったという。ウィーン会議最終議定書から一九〇一年のワシントン条約に至る に締結された条約は世界規模の重要性を有する立法条約とは評価できず、このような立法条約の最初の例は一八一 オッペンハイムによれば、一六四八年のいわゆるウェストファリア条約をはじめとして、一八一五年に至るまで

規則が承認されるかの何れかによって、普遍国際法になる傾向を有している」ということが付言されている。 ず、立法条約は当該条約の締約国のみに対して法を創設するに過ぎず、多くの立法条約は少数国間で締結されてい の具体例から確認することができる。 に対して同意を与えなかった諸国によって、「やがて明示的に同意を与えられるか、又は、慣習を通じて黙示的に各 む多くの国によって締結されている立法条約も存在し、このような一般国際法としての立法条約は、これまでそれ るため特別国際法でしかないということである。次に、立法条約の多くが特別国際法であったとしても、 に確認した通りであるが、 なお、オッペンハイムが国際法をその妥当範囲に応じて普遍・一般・特別国際法の三つに分類していたことは既 彼は立法条約について論じる際に再びこの三分類について次のように言及している。ま 大国を含

が設けられており、 想した慣習国際法は必ずしも普遍国際法を意味するものではなく、 められることになる。 する慣習国際法が普遍国際法であるか否かに関する検討が必要となる。 は一見したところ「普遍国際法」として記述されていなかったという問題であり、 起すると、 れている」慣習法とそうでないものとが一見すると区別されていたこと、また一九一五年論文においては、 条約の法源としての地位が慣習に基礎づけられることで、オッペンハイムにおいては条約の拘束力もまた慣習に求 としての地位が慣習に基づくものであり、 以上 直ちに次のような問題が生ずることになる。 共同体のすべての構成国の黙示の同意がない限り、 般国際法としての立法条約の重要性を確認するオッペンハイムであるが、最後には条約 しかしながら、このような条約の拘束力の説明は、 慣習こそが元来の法源であることを強調している。 (※) 即ち、条約の拘束力を基礎づける慣習法が概説書にお 普遍慣習国際法と一般慣習国際法との 普遍国際法は存在し得ないということを想 概説書の記述において それ故に、 そして、 条約の拘束力を規定 「普遍的に 間に区 彼が構 承認さ 7 別

(2)

の

拘束力の

問題

密な検討が求められるのである。 際法体系においてかかる規則が普遍国際法であることが求められるにも拘わらず、概説書及び一九一五年論文の(※) ると考えることで、この「慣習法」は「普遍国際法」として構想されていたという理解が挙げられ得る。 この点につき、あり得る一つの解釈として、「普遍的に承認された」という記述が概説書において単に欠落してい このような解釈は確かに可能であるかもしれないが、 かる規則が普遍国際法の例として挙げられていないという事実からも、この点に関するより一 決して自明のものとはいえない。そして、 般 しかしな 的 層 玉 面

ンハ イムによれ 題 を検討するに当たり、 ば、 条約の拘束力に関する問題についてはこれまでに非常に多くの見解が提示されてきたが、そ まずは条約の拘束力につい て議論が展開されてい る箇所を確認 してみた ッ

兀

たように、 約は法的拘束力を有するという〕慣習法規則が存在する原因は何か」という問いが示され、これは複数の原因に依 これに対しては、この旨の慣習法が存在するからであるという断定的な回答が示されている。次いで二点目に、「〔条 n なければ国家間に法は存在しないと論じている。そして最後に、「執行のための法的な権威を欠いているにも拘わら るものであるとして、宗教・道徳上の理由及び国家の利害がかかる規則を要求しており、このような規則 ペンハイムが示す三つの問いとは、即ち、一点目に、「条約が法的拘束力を有するのは何故か」という問いであり、 らは 何故条約の法的拘束力が説明され得るのか」という問いに対して、既に国際法の法的性質を論じた部分で述べ 何れも説得的なものではなく、次の三つの問いに分解することで満足のいくように処理され得るという。オッ(※) 国際法もかかる法的権威を有するものであると回答している。 が存在

か否かについては、 局のところ「条約の拘束力は慣習法に由来する」という場合の「慣習法」が「普遍国際法」として構想されてい 国際法の元来の法源である」という理解である。 れる。それは、条約の法源としての地位は慣習に基づいていると彼が概説書で論じる際に用いている、「慣習こそが 連する記述の内在的理解に基づいてかかる規則について検討するならば、次の点に注目することができると考えら 条約の拘束力を慣習法に求める右のような議論は一九一五年論文においても展開されていたものであったが、 概説書及び一九一五年論文の記述からは明らかではない。それでもなお、オッペンハイムの関 結 た

自体の成立及び発達は次のように論じられていたのであった。 の出自に関する歴史的な前後関係が含意されていることが判明する。そしてオッペンハイムによれば、 まず、この点に関連する概説書の記述を確認する限りでは、この「元来の法源」という言葉には慣習法及び条約 示的又は黙示的

13

同意すること

以

0

事柄を纏めて考えると、

オッペンハイムを挙げている。

の議論の内在的理解

によれば次のような議論が可能

であったと考

たな構成 国 は 明示的又は黙示的な承認を通して共同体に単に受け入れられるのみである。

して生じなかっただろう。(※) 則 展に対する利益及び必要性によって国家に与えられる圧力が他方において存在しなかったならば、 的 構想することで、 玉 に様々な国家が同一又は類似した方法で行動することで、 含むような方法で行動しているのである。 :拘束力のある規則が存在すべきであるという文明諸国の政府及び世論の確信が一方において存在せず、 **[際的な行為のための規則が切望されたので、** は次のようにして生じた。〔即ち〕 際法の慣習規則は、 国家の国際的な行為に係る規則の発達のための基盤を用意した。[…中略…]。 諸国家の共通の同意によって生じる ― 国家間の交流は国家の国際的な行為のための規則を必要とした。 慣行が生じる過程及び慣行が慣習へと変わる過程を遡る限り、 国際法理論は宗教、 単一の慣行が次第に生じるようになった。 ・即ち、 道徳、 様々な国家がかかる規則に対する黙示的 理性及び歴史的考察を基礎として若干の規則を 国際的な行為のため 国際法の慣習規則 中 それ故に、 世末から幾つ かかる規則 国際法の慣習規 ある場合 は 0 か 0

教諸 際法は 存 れるための三つの条件のうちの一つとして「将来の国際的な行為を国際法規則によって拘束されることに対して明 また、 国際法が慣習又は条約を通して次第に成長したために、元来から構成員であるか、 0) 構 が 3 :成員の総体によって承認されることで構成員になっているかの何れか」である。そして前者につい オッペンハイムによれば、 同 質的 口 ッパ な国際社会の元来 のキリスト教諸国の間で慣習及び条約を通して次第に発達したため、「ヨーロ の構成国である」と論じ、 慣習法規則が生成される場となる同質的な国際社会の構成員であ 後者については、 同質的な国 又は、 際社会の 国家が誕生した際に ッパの古いキリス 構 る諸 成員と認め ては、 国 国家は、 既 \vdash 玉

Ŧī.

にこの共同体に入会した諸国に対しても普遍慣習国際法として妥当することになる、という説明である。 諸国」――「同質的な国際社会」の元来の構成国 えられる。 即ち、 条約の拘束力の根拠となる慣習国際法は、オッペンハイムがいう「ヨーロッパの古いキリスト教 ――の間で普遍慣習国際法として確立していた場合に、それ以降 条

的理解から導かれ得るものであったと評価できよう。 条約の拘束力を基礎づける慣習法が普遍慣習国際法として存在していたということは、少なくとも彼の論考の内在 いずれにしてもこれらの点をオッペンハイムが明らかにしていないというところに疑問は残るが、以上のように、 かかる慣習法の存在が所与の事実として彼の構想の中では前提されていたとも考えられるのである。

されていないが、条約が締約国を拘束するということが「事実である」というオッペンハイムの書きぶりに鑑みる

約の拘束力に関する慣習法が同質的な国際社会の元来の構成国の間で普遍的に認められていたということ自体は示

共通の同意理論における矛盾? —— 国家間共同体と共通の同意

共通の同意は一般性を有するのか

国際法の基礎と法源との関係

(1) 共同体の構成員の圧倒的多数の同意としての共通の同意

かる規範が外的な力によって執行されることに対する共通の同意が存在するため、国際法は国内法と同様に法であ 主として概説書の議論を中心に彼の見解を検討してきた。既に確認された通り、彼が構想した共通の同意は次のよ うなものとして論じられていた。即ち、同質的な国家集団という諸国家間の共同体において行為規範が存在し、 前節までにおいて、 かかる共通の同意は、 オッペンハイムにおける国際法の基礎及び法源としての共通の同意理論を理解するために、 国内法と同様に国際法の「基礎」でもあるが、 これは共同体の個々の構成員のすべてに

よる同意を意味せず、「構成員の圧倒的多数の明示的又は黙示的な同意」であり、「反対する構成員は少しの重要性

127

に変更し得ず、共通の同意のみがかかる同意を変更し得るのであった。 退が明示的に許容されている場合を除いて、共同体の構成員である諸国家は一度同意した慣習法及び条約を一 てしまう」ものである。そして**、** ⁽⁴⁾ 共同 .体の個々の構成員と対比される統一体としての共同体の意思を求める者の視野からは完全に消失し 国際法は共通の同意によって発展してきたのであり、それ故に、条約にお いて脱 方的

という旨の批判が提示されてきたのである。 反対する少数の意思を拘束することが何故正当化され得るのかという点をオッペンハイムは何ら説明していない、 解するものがある。そして、そのような理解の下で、(国内社会と同様に)国際社会においても多数の意思がそれに ように (第一部第一章第二節三)、先行研究の中にはオッペンハイムの共通の同意をルソーの「一般意志」として理 を必要としないため、 このようなオッペンハイムの共通の同意の定義によれば、 普遍的な同意からは区別される一般的な同意であると考えられる。実際に、既に確認され 国際法の基礎であるかかる同意はすべての国家 の同

る。 ば、英国において議会の立法が妥当するためには、英国という共同体に属する全員の同意は必要ではなく、 るならば、オッペンハイムのいう国際法は、 なく一般意志が法の基礎として理解されていることを意味している。そして、かかる議論を国際法について援用す の圧倒的多数の同意で十分である。これは、ルソーの言葉を借りるならば、特殊意志の総体としての全体意志では 義が国内法及び教会法の基礎としての共通の同意から類推して論じられていることを理解することができる。 般的 そこで、オッペンハイムの共通の同意の定義を再度確認してみると、オッペンハイムが提示する共通の な同意 (即ち、 一般意志としての「共通の同意」)を備えたもので十分であると構想されていたと理解でき 同質的な国際社会の構成国すべてによって同意されたものでなくとも 同 構成員 意の定 例え

L かしながら、 オッペンハイムの共通の同意をこのように「一般性」を備えた同意として理解するならば、

ンハイムは 三つに分類する中で、 は次のような矛盾点を彼の議論の中に見出すことになる。即ち、 して矛盾なく理解し得るものであるのかという点が問題となるのである。 国際法の存在を認め、 一般法のみが国際法であるとの立場を採用していたわけでは決してなかった。それ故に、一方では特別 少数国間にのみ妥当する特別国際法を観念していることからも明らかであるように、 他方において共通の同意を一般的な同意と同視するということが、 オッペンハイムが国際法をその妥当範囲 オッペンハイムの構想と オッペ

におけるその位置づけに着目した解釈である。このように考えることで、オッペンハイムにおける共通の(巛) の基礎と法源との議論における共通の同意の意味が一貫していないのではないかという疑問が生じるのである。 法の淵源が存在するはずであり、それしか存在し得ないということは明らかである」と論じていた。それ故に、こ 基礎が同質的な国際社会の構成国の共通の同意として捉えられるため、「共通の同意が成立し得る事実と同数の国際 に対しては特殊意志の総体としての全体意志として観念される一方で、他方では国際法が法として存在するという 国際法の法源について論じられる際に、 しているのではなく、 通の同意の定義における国家間共同体の「構成員の圧倒的多数の同意」というのは、 想されていたという理解が可能であろう。即ち、国際法の基礎としてオッペンハイムが共通の同意を論じる際の共 この点については、 するのかという問題である。オッペンハイムは国際法の基礎に関する議論の後に法源論を展開する際に、 それでは、オッペンハイムが提示した「共通の同意」という観念を我々はどのように理解すれば良いのだろうか このことは、換言するならば、 国際法が法ではないという議論に対する反駁として援用されているという、 国際法の基礎と法源に関するオッペンハイムの議論の間で、共通の同意が異なるものとして構 総体としての国際法の存在に対する同意であるという解釈である。これは、共通の同意理論 概説書における国際法の基礎及び法源との間の関係をどのようなものとして理 同質的な国際社会の構成国の間での同意を得ることで形成され 国際法の基礎という彼 個別規則に対する同意を意味 同 国際法 別規則 意は 0

189

さないような一般意志として観念されることになるのである。 仮にそれに反対する構成国があったとしても、その反対は法としての国際法の存在にとっては何らの意味も有 (正確 には、 共同体における行為規範の外的な力による執行) に対する (国際法の基礎としての) 0

(2) 一度与えた同意を撤回する場合に要求される共通の同意

言が例示されている。)には、必ずしも全当事国の同意 退(又は一度同意を与えた慣習法からの同意の撤回) 右で示した理解に基づくと、共通の同意が援用されているもう一つの例、 家の同意によって、当該国は条約から脱退し得るということになる て理解すると、例えば脱退規定を有さないある条約から一当事国が脱退する場合 するか否かという問題が提起されることになる。この場合の共通の同意を、 の全体意志 ところで、 ――として提示し、国際法の基礎と法源との間で共通の同意の内容を区別していたのではないかとい 彼が概説書において「共通の同意」を二つの意味を有するもの の際に要求される共通の同意についても、 (即ち、全体意志) 即ち、 が必要とはされずに、 仮に一般意志としての共通の 脱退規定を含まない条約からの脱 一般意志と特殊意志の総和として (概説書では一八五六年のパ 当事 同様 の議論 国の多数の 同意とし が妥当 ブリ宣 玉

能である旨を規定しているが、仮に明示の規定を欠いていても、 条約が永久的なものである場合又は一定の存続期間が規定されている場合に、 つとしての解消 (mutual consent) しかしながら、このような理解はオッペンハイムの条約法論と整合的でないということが、 「の通告によってかかる条約を撤回することができる。 (dissolution) の項目におけるオッペンハイムの議論を参照することで明らかとなる。彼によれば がある場合にのみ解消される。また、 仮に、条約がそのような期間を設定していない場合には この種の条約の場合は通告による撤 多くの条約は、 かかる条約は原則として相互の同意 方当事 国の通告に 条約の終了原 回が 認 めら 因 0

一方当事国によって撤回され得るというのである。(**) いという右記の原則に対して、その例外として、 さらに、条約が一定期間又は永久的な存続を規定している場合には相互の同意がない 事情の変更が認められる場合には、そのような条約であっても、 限り条約は解消され得な

ことは、即ち、永続的な条約の撤回のためには相互の同意が必要であるということを意味するに等しく、ここにお することはできず、それが許容されるのは「共通の同意による場合のみ」である旨を論じていることになる。この 約(この条約は永久的なものである。)が通告による撤回を当事国に許容していない場合である。そしてオッペンハ ける共通の同意は全体意志として用いられていることが理解される。 イムは、かかる条約の当事国は通告という一方的宣言によって、かかる条約を撤回(即ち、かかる条約からの脱退) このような具体的規則を念頭に置くと、共通の同意が必要とされるというオッペンハイムが想定した事例は、

解は、 意を与える国家は存在しないため、すべての条約は「もし事情がこのまま存続するならば 互の同意の他に事情変更を理由とする一方当事国による解消が認められていたが、このようなオッペンハイ 意は守られなければならない」という原則と同様に国際法及び国家の国際的な交際に必要不可欠なものであるとい 化」という項目において、かかる事情変更原則の根拠はいわゆる「黙示条項」に基礎づけられており、 ているようにも思われる。この点について、同様に概説書における該当部分の議論を参照すると、「事情の根本的 いう黙示的な条件の下で締結される、 さらに、以上で確認されたように、条約の存続が一定期間又は永続的なものとして規定されている場合には、 即ち、 一見したところ、共通の同意のみによって既に与えた同意が撤回されるという右記原則に対する例外を示し 国家の自己保存及び発展は各国にとって主要な義務であり、 というのである。 かかる義務の履行を妨げるような条約に同 原則 ムの ĺ 相 理

オッペンハイムは同原則の濫用の危険性、その正当化の条件についての争いがあることを認めると同

は、そのような条糸であったがは、そのような条糸である。そしてオッい場合である。そしてオッい場合である。そしてオッい場合である。そしてオッロ(即ち、かかる条約からの旨を論じていることになる。とを意味すると、「事情の根であずると、「事情の根でがけられており、同原則機づけられており、同原則機づけられており、同原則機づけられており、同原則機づけられており、同原則なる。

191 明らかであったが、 通り 論じる一九一 オッ 以上の検討から、 Ó ペ ン (1) 著作間の整合性 イム 五年論文との関係において、 0) 共通の同意理 ―― 慣習国際法と共通の同意との関係 次のような問題を提起することになる

(=)個別国 [家の同意と国家間共同体における共通の同意との関係

関する議論においても維持されていたものであったと理解されるのである。

そしてそれ故に、

以上で確認されたことから、

(1)で示した共通の同意の二つの意味は、

一度与えた同意の

撤

口

合においても同様に共通の同意が相互の同意=全体意志として観念されていると考えられるのである。

事情変更原則の適用可能性は排除されないものの、そこにおいては他当事国の同意が要求されており、

を付与するのみである」ということを国家及び世論が確信していると論じてい

に条約義務から解放される権利を付与するのではなく、あくまでも条約の他当事国によって条約義務

かかる危険性は幾分かの均衡を保たれるという。このように述べた上で、

るため

の請求権

(claim)

実」によって、

「ある国家による頻繁且つ正当化不可能な同条項の援用によって、

かかる国家の信頼が確実に毀損されるという事

かかる黙示条項は

国家

から

放され

る。 解

意志としての共通の同意が妥当するのは総体としての国際法規則に対するもののみであって、 概説書における共通の同意は一見したところ一貫して用いられていない一方で、他方では 個別規則につい ては 一般

法の基礎及び法源としての共通の同意を整合的に理解し得ることが明らかとなった。しかしながら、このような二 全体意志としての共通の同意が妥当するという共通の同意の二つの働きを見出すことができ、その結果として国際 共通の同意は概説書においては一貫したものであったが、 国際法の法源における慣習法の位置づけについて

かかる共通の同意理論において、 論が国際法の基礎として構想されていたことは概説書におけるその位 オッペンハイムが国際法の拘束力をどのように基礎づけてい 懎 づ け か

こと、そして法的確信を伴った国家の実行である慣習が歴史的に発展してきた旨が述べられているのみで、 条約の拘束力も説明されないということになる。この点、 た。このような論理構成では、 同質的な国際社会の中に総体としての国際法規則が存在することを説明するための議論でしかなかったからであ るかという点については、 の拘束力の根拠に対する明確な回答が提示されているわけではなかったのであった。 あくまでも条約が拘束力を有するという旨を定めた慣習法に条約の拘束力は基礎づけられるという彼の議論であっ る直接的な回答を提示するものではない。何故ならば、共通の同意はあくまでも諸国家がその構成員となってい とり わけ問題となるのは、 国際法も共通の同意に基礎づけられると論じたが、これは国際法の拘束力の基 概説書においては必ずしも明示されていたわけではなかった。 慣習法が拘束力を有するのは何故かという問いに対して回答がなされない 条約は国家の明示の同意を淵源とするが故に拘束力を有するのでは 概説書においては、慣習と単なる慣行とは異なるという 彼は、 0

は存在 じられている。さらに、このような同意に基づく国際法の法源の説明に対して、(単) 国際法が主権国家間の法であるという事実に基づけば「主権国家は自らの自由意思によってある規則に従う場合に いているということを挙げ、「条約は拘束する(Verträge sind bindend)」という慣習国際法規則の存在なしに条約 の同意で説明しようとしていたことが明らかとなる。そこではまず、慣習国際法が国際法の法源である原因として、 という批判が提起され得ることを想定していたオッペンハイムは、 、み当該規則に拘束される」のであって、「すべての国際法は国際的な国家間共同体の構成員の同意に基づく」と論 「し得ないと論じている。 (型) 慣習法論を詳細に展開している一九一五年論文を確認すると、オッペンハイムが慣習法の拘束力も国家 その反批判として、 条約と慣習法の区別がなされ得な 条約は慣習法に基礎を置

オッペンハイムは、 国際法が国家の同意に従属するものではないことを個別国家と国家間共同 193

関係を援用して次のように述べていたのであった。

成に対する同意を強制する。(*) この利益共同体は個別国家の意思からは完全に独立していて、且つ、それらより強力であり、 の 利益共同 .体の産物 (Produkt der Interessengemeinschaft der zivilisierten Staaten) 個別国家に法規則 であり

できないと説明されていた点も、 に資する国家間の交流によって、「個別国家が不可分の共同体へと結合された」と論じられていたのであり、この点 ように理解され得る。しかしながら、このような説明は、次に挙げる理由から、概説書で論じられていた共同体と 法の根拠を国家の自由意思に基づく同意に求めるという構想―― にオッペンハイムは、「国際的な利益共同体が存在する限り、慣習国際法は存在し、また存在しなければなら」ず、 ば、 こ の 一 は文明諸 述との異同を示すことによってこの点を明らかにするならば、まず、概説書においては、様々な共通利益及びそれ 個別国家との関係とは一線を画するものであるように思われる。一九一五年論文のかかる一節と概説書における記 個別国家の意思はこのような共同体という難攻不落の要塞の壁に砕かれる」と論じることで同論文を結んでいた。 確かに、このように説明することで、いわゆる国家の自己拘束理論 ―― イェリネックに代表されるような、 国家はいつでも同意を撤回し、 節は、 お 間 慣習国際法が国家の黙示の同意に基づくことを説明した後に、 0 利益共同体としての国際法という一九一五年論文における考えに対応しているといえる。また、 か かる共同体の構成国がある国際法規則を一方的宣言によって変更したり、 共同体が個別国家の意思から(完全に)独立しているという一九一五年論文の議 国際法を否定し得るという批判に対する反論として登場する議論である。さら に対して提起されるような批判への応答となる 国際法が国家の同意に基づくのであれ 否定したりすることは

構図としては示されていなかったのである。

る。しかしながら、「個別国家に法規則の形成に対する同意を強制する」という最後の点については、少なくとも概(似) 論と一致している。 てきたと論じられているのであって、一九一五年論文で主張されるような「共同体が個別国家に強制する」という 説書においては、文明諸国は共通の利益及び国家間交流のために、その必要性に応じて新たな国際法規則を形成 さらに、このことは、共同体が個別国家より強力であることまでをも含意しているとも解し得

与えられた普遍法のみを意味するものとなる。このことは、当時見られたような慣習国際法と一般国際法との同一 するものであると批判している。また、かかる批判を敷衍するならば、仮にオッペンハイムが論じるように をオッペンハイムの国際法理論における矛盾であると指摘するものもある。例えばケルゼンは、 て構想していたのは国際法規則の総体についてのみであって、 う理解に基づいて、次のように応答することができる。即ち、オッペンハイムが一般意志としての共通の同意によっ(®) 視に帰結し、その結果として彼が提示していた国際法の三分類論は維持され得なくなるように考えられるのである。 なるだろう。さらに、このような共同体構想の下では、彼の観念する国際法は共同体構成員すべての国家の同意が た「共通の同意」は共同体構成員の「圧倒的多数の同意」ではなく、「すべての構成国の同意」と同視されることに 体が法形成への同意を個別国家に強制する」のであれば、もはやオッペンハイムが国際法の基礎として構想してい 拘束され得る」という議論だけでなく、概説書においても示されていた個別国家の同意の重視という見解にも矛盾 おけるかかる一節が、 以上で確認されたような一九一五年論文における共同体と個別国家との関係について、先行研究の中には、 しかし、このようなケルゼンの批判については、本節①で確認された個別規則と国際法規則の総体との区別とい 共同体による国家の同意の強制の議論は個別規則に対する議論としてではなく、 同論文における「主権国家は自らの自由意思によってある規則に従う場合にのみ当該規則に 個別規則についてではなかったのであり、 あくまでも国際法規則の総 一九一五年論文に

195

依然として個別国家の自由な同意原則を他方では観念し得た、と考えられ得るのである。 体に対するものとして構想されていたと理解することで、オッペンハイムはかかる強制の議論を展開する一

ものとして国家の個別の同意が重視されていた様子が見出されるのである。(雲) が観念されていたということが右の記述から確認できる。そして、ここに、 普遍国際法になると考えられており、このように普遍国際法に向かって段階的に定立される法として「一般国際法 中では、 国際法に同意するということは、普遍国際法の成立を意味するということは言うまでもないが、 した国もかかる一般国際法に次第に同意するようになる時が来るのである」と論じられている。 はないが大多数の国による立法によって一般国際法を定立すれば、「それが真に価値のあるものならば、これに反 別は一九〇八年の論考だけでなく最晩年の一九一九年の論考においても維持されており、そこでは、すべての国で 当性は、オッペンハイムが晩年に至るまで一貫して国家の自由な同意を重視していたことからも了解されるところ 基準とした分類の中に であろう。この事実は、 そして、このような理解 普遍国際法と一般国際法とが区別され、そして歴史事実を踏まえた上で、価値のある一般国際法はやがて 「普遍国際法」と「一般国際法」という区別を採用したことの意義、さらには両者を分かつ 例えば一般国際法と普遍国際法との区別を彼が堅持したことからも理解される。 (さらには、オッペンハイムにおける個別規則と国際法規則の総体との オッペンハイムが国際法の妥当範囲を 反対した国が一般 彼の国際法理論 間 0 区 かかる区 別 の妥

(2) もう一つの解釈 ―― 国家間共同体への加入承認と共通の同意

オッペンハイムの共通の同意理論を矛盾なく説明することが可能であるというものであった。このような解釈は、 際法規則に対する共通の同意 以上 の議論は、 概説書における「共通の同意」を、 (特殊意志の総和、 即ち全体意志)の二つの意味を有するものとして理解することで 国際法規則総体に対する共通の同意(一般意志) と個別の 国

ンへの反批判を提示し得るものでもあった。

概説書のみならず、 一九一五年の慣習法に関する論文においても妥当するものであり、 また同論文に対するケル

う一つの解釈が可能であることは排除できない。このもう一つの解釈は、オッペンハイムが国際法の基礎を共通の 同意によって説明する際に用いている国内法と国際法との間の類推と、各々の法が妥当する社会 尤も、 オッペンハイムの共通の同意理論が矛盾なく展開されていたという前提に立てば、 の間の異同の強調という点から導かれるものである。概説書において彼は次のように説明していた。 以下で論じるようなも --- 国内社会と国

それ故に、 他方の同質的な国際社会は、構成員の消滅や新たな加入がみられるものの、かかる継続的な変化が生じない共同体である。 から構成される共同体において、その構成員は生誕、死亡、そして移住によって絶えず漸進的な変化が存在する一方で、 国際法が権威的となる共同体は個々の人間から構成されるのではなく、 新たな構成員は明示又は黙示の承認を通して単にその中に受け入れられるのである。 同質的な国際社会の構成員は当該共同体の中に生れ落ちるわけでもなければ、成長して構成員となるのでもな 個別の国家から構成される。そして、 個々の人間

これらを総合すると、 の国際的な行為を国際法規則によって拘束されることに対して明示的又は黙示的に同意すること」を挙げていた。 示の同意という形によって)常に調達されることになるため、このような社会に妥当する国際法の場合には、 ら内在的に導かれ得るということを論証する際に既に確認されたように、彼はこの承認の条件の一つとして 同質的な国際社会 前節(三) (2)において、 条約の拘束力についての慣習国際法が普遍的妥当性を有し得たのと同様の論理によって、 への加入の承認の要件として、 条約の拘束力に関する慣習法が普遍的なものであることがオッペンハイム 既存の国際法規則に対する被承認国の に同意が (少なくとも默 の議論か 将来 国内 則

197

志としての共通の 社会に妥当する国 同意のみが観念されることになるのである。 .内法の基礎となるような一般意志としての共通の同意ではなく、 常に特殊意志の総和たる全体

につい 共通 じたの ての 0 別を前提として成立するのに対して、ここで示した解釈は国内法の基礎としての共通の同意と国際法 観念することで、既に言及したような彼の共通の同意理論に対して後に提起されることとなる批判 る問題となる一節については、 内社会の構成員の大多数の同意」)を充足しているため、オッペンハイムの提示する国際法の基礎及び法源としての 基礎たる共通の同意 するため、オッペンハイムの国際法論を矛盾なく整合的に説明し得るものであると評価できる。 国際法は一般意志ではなく特殊意志の総和 礎が共通の 法規則総体の存在に対する同意の強制)共通 しかしながら、 国際法 同意は かという疑問が依然として残るところである。 てのケル の同意との区別に基づくものである。そして、 このような解釈は、オッペンハイムにおける共通の同意の複数性を認める点では既に示したもの 同意であると総称する際に、国内法と国際法がそれぞれ妥当する社会の性質の異同に着目することで、 !規則に対して一般意志 (としての共通の同意) が妥当すること ―― ゼンの批判を反駁し得るものの、 特殊意志の総和としての全体意志を一貫して意味しているという理解も考えられ得るのである。 共通の同意を右で示した何れの意味において理解したとしても、オッペンハイムの著作間 しかしながら、本節①及び□①で示した解釈が国際法規則の総体と個別の国際法規則という区 (「国家間共同体のすべての構成員の同意」) は、共通の同意が国内法の基礎たり得る条件 (「国 いったい何故そのような共同体による個別国家の (即ち、 が結局のところ正当化され得ないのに対して、後者は、 共同体による個別国家の 全体意志)としての共通の同意に基礎づけられることを可能と 前者の区別に立った場合に、 この点については、 確 同意の強制とい かに 国家間共同体による個別国家 同意の強制をオッペンハイ ①で確認されたように総体とし 共同体によるこのような強制 う一 九 つまり、 Ŧ すべての法の基 年論文にお の基礎とし 国際法 この矛盾 ムが 何 0 際 0

共時的な視点から彼の共通の同意理論を検討する中で考察していくことにしたい。 独立し、強力であるということ、そして国家間共同体が個別国家を法規則の同意へと強制することに求めざるを得 局のところ一九一五年論文の最後において示されたように、国家間共同体と個別国家との関係を、前者が後者から ないのは何故かという実質的な理由については疑問が残るところであり、その点を自覚したオッペンハイムは、 必要性はなかったと考えられるのである。但し、このような議論を試みたとしても、一度与えた同意が撤回され得 撤回され得ない」ことを説明すれば良いのであって、かかる一節に示されるような同意の「強制」までをも論じる しかしながら、仮にオッペンハイムが共同体による強制という議論によって国際法の客観的拘束力を説明しようと がそれに反対する少数を拘束するのかという問題を説明できていないというもの(®) 決はその多数に属する者のみしか拘束しないと論じているにも拘わらず、共通の同意の成立について、 なかったのかもしれない。いずれにせよ、オッペンハイムがこのように論じたことの意味については、次章以降で していたと理解するとしても、そのためには概説書及び同論文において論じられているように「一度与えた同意は --- は解消されるかもしれない。

第二章 オッペンハイムの国際法論とその先行文献との異同 「法」としての国際法 ―― その基礎及び法源 国際法の基礎及び法源に着目して

□ 国際法否定論への反駁

(1) 論証方法

これらのメルクマールは、とりわけオースティンによる国際法否定論への反駁として提示されたものであったが、 力によって執行されることに対する共同体の共通の同意が存在する場合に、 前章で確認されたように、オッペンハイムは、共同体及び一群の行為規範の存在に加えて、かかる規範が外的な かかる規範は法であると論じていた。

たと評価できる

容に過ぎないのか否かという点の検討が求められるのである。 みられており、また、 (48) きるのであろうか。既に指摘されてきたように、オースティンへの反論は一九世紀の多くの国際法学者によって試 として理解されてきた。それ故に、 果たしてオッペンハイムが示した三つのメルクマールとそれに基づく理論構想は彼に特有なものであったと評 国際法を諸国の共通の同意によって基礎づけるという議論も、 彼の国際法論の評価のためには、 彼の議論が先行文献における議論 英語 巻 の概説書 0) 単 0

あり、その一例が国際法である、という反論である。このような批判は、 される。 ムが試みた批判と共通するものである。 できていないという点を出発点として、オースティンの提示したモデル以外にも多様な法モデルが存在し得るので いうモデルは近代国家の国内制定法のみを念頭に置いたものに過ぎず、国内における慣習法の機能をまったく説明 究が指摘してきたように、多くの概説書がオースティンの議論に言及した上で、その反駁を試みていることが確(⑻ そこで、まずオッペンハイムの概説書 かかる批判の概要は次のように纏められ得る。即ち、オースティンが提示した主権者の命令としての法と(兽) (初版第一 巻) の導入部に掲げられている参考文献を参照すると、 前章で確認されたように、オッペンハイ 先行

される国際法が法であることの論証自体は、 彼が参考文献として示した概説書の中には、 認した三つのメルクマールを示すことで「国際法は法である」という論証を試みたが、結論を先取りするならば それ故に、国際法否定論の反駁のために採用された論証方法 オースティン等の国際法否定論に対する反論は右のような議論構造を共有するが、この批判に立脚して示 この三つのメルクマールと完全に 論者によって様々に異なるものであった。 (議論構成) については、彼に特有のものであっ 一致する議論を確認することはでき オッペンハイ 既に確

尚

検討する。

同質的な国際社会(Family of Nations)の存在

ないため、 であるとは評価できないのもまた事実である。国家間関係を規律する行為規範の存在については少なくとも争いが であったと評価し得るが、 以上のような意味においては、オッペンハイムによって採用された国際法否定論への反駁方法は彼に特有なもの 以下では、彼が提示したメルクマールの一点目(共同体の存在)及び三点目(外的な力による執行) 彼が提示した個々のメルクマールに着目するならば、必ずしもそれらが彼に特有なもの

じている。 の観念、 の共同体は 一体となる集団」が共同体であるという一般的な定義を与えた上で、文明諸国間においても様々な利益 まずは共同体の存在について、オッペンハイムは「継続的且つ多様な関係を創設するような共通の利益によって かかる利益に資するような国家間の関係が築かれることで、個別国家は「不可分の共同体」へと結合され、こ 国家間の見解の交換を可能とする科学技術、そして最も重要なものとして農業・工業・貿易 「同質的な国際社会(Family of Nations)」又は「諸国家の社会(Society of Nations)」と呼ばれると論 が存在

側に事実として存在する国家間共同体 見られないものの、 を結合させると述べていることが判明する。また、 において、国家間の交際がより親密なものとなった結果、 ついて、彼の概説書に挙げられている参考文献を参照すると、例えばローレンスは、 このように、オッペンハイムの共同体観念は「共通の利益に基づく」という性質を有するものである。この点に の共通利益に基づいて諸国家が共同体を形成しているという認識は、 国家間の正義の紐帯によって国家は共同体へと結合されていると論じるものや個別の (Staatengemeinschaft) ローレンスの概説書と同様に 通商・婚姻・科学的発見・宗教共同体等の存在が諸 の存在を指摘するものも確認できる。 オッペンハイムのみならず同時代の概 「共通の利益」という観念自体は 国家の文明化が進展する過程 国家の外

説書においても共有されていたといえよう。

(3) 共同体の行為規範の外的な力による執行に対する共通の同意の存在

員が絶大な力を有することを妨げてきた」と評価している。 (®) 均衡については、これがオッペンハイムの言う「他国による援助」に該当するのみならず、オッペンハイム自身も 具体例は言及されていない。)を、またトゥイスは勢力均衡をそれぞれ挙げていた。とりわけトゥイスが挙げた勢力(⑻) による援助の二点に加えて世論の機能に着目していたが、これに対してウェストレイクは存在する諸手段(獣) 確認することができるものである。尤もオッペンハイムは、 勢力均衡が であることが明らかにされている。そして、オッペンハイムの言葉通り、実際にかかる要素は彼らの議論におい 力によるもの)から峻別するために必要とされるものであり、これは「ウェストレイク及びトゥイスと同 的な力による執行」とそれに対する「共通の同意の存在」という二つの要素に分解して考えることができる。 次に、共同体の行為規範の外的な力による執行に対する共通の同意の存在という要素については、「行為規範の外 「外的な力による執行」という要素は、オッペンハイム自身が認めているように、法を道徳(良心という内的な 「国際法が存在し得る唯一の条件」であって、国際法規則の執行機関を欠く国際社会の中で「その構成 国際法が実際に執行される手段として、 自助及び他国 (但し、 7

のすべてによる同意ではなく「構成員の圧倒的多数の明示的又は黙示的な同意」 通の 方では、 いたことについては前章で確認された通りである。即ち、一方でこの「共通の同意」とは、 同意がすべての法の基礎である旨を論じていた。 この共通の同意は、 共通の同意について、既に確認されたようにオッペンハイムは国際法が法である旨を論証した後に、 諸国家が既に同意を与えた国際法規則から脱退する際にも必要となる旨が論じられ オッペンハイムが共通の同意を二通りのものとして観念して を意味するものであ 共同体の 個 々 の構成員 また他

トリーペル

際して共通の同意が必要であるという議論は、「共通の同意」という観念自体は用いられていないものの、例えば の同意を反映するものとみなされた国際法(条約・慣習)は、同様に共通の同意によってのみ変更可能であり、 国による一方的行為によっては決して変更され得ないというのであった。このように、既存の国際法規則の変更に た。つまり、 (共同意思) やホィートン (一般的同意) の概説書においても確認されるものである。 彼によれば、共通の同意は共同体の構成員としての国家の地位と関連づけられることで、一度共通

明するリヴィエの議論等にみられるように、非英語圏の概説書においても同様に確認されるものである。 規則が強制可能なものとして「国家の一般的意見(general opinion of states)」によって認められているということ 的」同意(general consent)が用いられている概説書もある。さらに、ウェストレイクは、国家間関係を規律する(®) 例えばホールによれば、国際法は「共通の同意によって個別に規定される」ことが殆どなかったため、慣習法とい されてきた通り、共通の同意理論それ自体はとりわけ英語圏の概説書において確認されるものであったからである。 えば、諸国家の共同意思のみが国際法の法源であると論じたトリーペルや、「独立した諸国家に対して妥当する固 う形で存在してきたと説明されている。また、「共通の」同意に類似する概念として、ホィートンのように「一般 の類似性を有する観念は同時代の概説書においても見出すことができる。というのも、先行研究によって既に指摘 を一つの理由として、国際法が法であると論じている。そして、このような傾向は英語圏の概説書に限られず、例 以上では「共通の同意」の機能に着目してきたが、その観念自体に着目すると、「共通の同意」と一見したところ 〔即ち、国際法〕は、共通意思・コンセンサス(gemeinsamer Willen/consensu)を通して存在する」という 国際法は 「共通の法意識(conscience juridique commune)に参加する諸国の間でのみ存在する」と説

に提示されたものでないことは明らかである。さらに、これらの要素の組合せという点については、 以上で確認されたことから、法の本質的条件としてオッペンハイムが挙げた各要素それ自体は、彼によって新た 類似した議論

203

礎づけられ、「諸国民に共通の法意識(gemeinsames Rechtsbewußtsein der Nationen)によってその強制可能性 通の法秩序に属するということを承認する国家の一致した意思 (übereinstimmender Wille)、の三点に国際法は基 0 がホルツェンドルフによって展開されていることも確認される。 (Erzwingbarkeit)を認められたもの」が実定国際法であると論じられているのである。右のようなホルツェンド 存在及び共存、 ②規律された永続的な国家間の対外関係という事実、そして③相互に法主体であること及び共 即ち、 ホルツェンドルフによれば、

内容における異同をも意味するとは必ずしも言えない。それ故に、オッペンハイムにおける共通の同意との異同を い。このような検討を通して初めて、 確認するためには、各論者がかかる観念をどのような意味で用いているかという実質的な側面を検討せざるを得な ルフの議論は、一見したところオッペンハイムの議論と非常に多くの点を共有していると考えられる。 尤も、各論者によって援用されている観念(その表記を含む。)とオッペンハイムの共通の同意との異同は 各論者によって用いられていた共通の同意に類似する諸観念とオッペンハイ

二 法源総論

ムの共通の同意との異同を明らかにすることができるのである。 ^(個)

源が存在するはずであり、 的な国際社会の構成国の共通の同意として捉えられることから、「共通の同意が成立し得る事実と同数 に関する議論に着手することになる。まず、法源を「原因」から区別して考えなければならないということに留意 法的効力を有するようになるもの」と説明している。そして、このような理解に基づき、 小川の 源泉を例に挙げることで、法源とは「歴史的事実に対する名称であって、その事実から行為規範が生ま それしか存在し得ないということは明白である」と述べた上で、「当事国の将来の国際的 国際法の基礎 0 が同質

そして、以上のように国際法の基礎が共通の同意に求められる旨を論じた後に、オッペンハイムは国際法

次的法源と二次的法源とを区別するリヴィエの議論に対する批判も提起していると理解することができる。 味についての議論は非常に多様であり、オッペンハイムが法源の意味内容を確定することから彼の法源論を始めて、「%」 いるのは、このような状況を念頭に置いてのことであったと考えられる。また、法源を原因と区別することで、一 文献として挙げている概説書にも見られるように、法源の具体的内容やそれを認識する前提としての「法源」の意 て理解できるのだろうか。まず第一に指摘できるのは、法源を原因から区別した点である。オッペンハイムが参考 それでは、このようなオッペンハイムの法源論は同時代の概説書と比較するとどのような特徴を有するものとし

国際法の法源は次のように示されている。 ような文書又は行為」としての「証拠」とも区別したという点である。例えば、既に言及したホィートンによれば 第二に、彼が国際法の法源を「共通の同意が成立し得る事実」と定義することで、そのような事実を「証明する

1 れた明確化及び修正を以って示すような権威ある概説書 国家間の慣行として承認されているもの又は国家間の相互の行為に関する一般的意見を、 一般的同意によって導入さ

- ② 既存の国際法を宣言し、修正し又は明確化する講和・同盟・通商条約
- ④ 仲裁裁判所や捕獲審検所等の国際裁判所の裁定

就役中の巡洋艦の行為及び捕獲審検所のために制定された個別国家の法令

3

⑤ 官職にある法律家の意見

実証主義国際法学の確立過程における合意主義の系譜(三) 205

が見出されるのか、

ということが別途検討されなければならない

とが判明する。 他 0) 概説書も併せて参照すると、 を国際法規則の存在を示す「証拠」として捉える見解は当時において多くの支持を得ていたものであるこ それらにおいて法源として挙げられる一 覧は 致しない が、 ホ イ トンの

(6)

戦争、

講和条約の歴史及び国家間の公的関係に関するその他

0

いやり

のものではないと考えられそうである。しかしながら、オッペンハイムの議論は国際法の基礎としての共通 していることが理解される。そのため、一見したところ、このような法源の限定は必ずしもオッペンハイムに特有 を確認すると、ボンフィス の条約及び黙示的同意としての慣習の二つに国際法の法源を限定していた。この点について、彼が参照した概説書 に法源を条約 から導かれる当然の帰結として国際法の法源を共通の同意に求めるものであったことから、 さらにオッペンハイムは、 が展開されているのか否か、そして展開されている場合にはオッペンハイムの議論との間にどのような異同 ・慣習の二つに限定し、且つ、これらを明示・黙示の同意によって説明する議論において、 (H. Bonfils)、ネイス及びリヴィエもまた実定国際法の法源を慣習と条約の二つに限定(質) (質) 法源を国家の共通の同意が成立し得る事実として提示することで、 オッペンハイムと同 明示的! 共通の 0 同 同

と内容 礎及び法源は共通の同意によって論じられていたが、 ハ 以上、 ムに特有のものではなく、 の異同を検討する必要がある。 ムの 本節において確認されたことは次のように纏められるだろう。即ち、オッペンハイムにおいて国際法の基 国際法論の特有性が否定されるということではなく、 類似の概念に基づいた議論もまた展開されていた。尤も、このことから直ちにオッペ 例えば、 英語における「共通の この 「共通の同意」という概念自体は、 「共通の同意」又はその類概念について、その表記 (common)」及び 「一般の 必ずしもオッペンハ (general)] の間

示の同意としての条約、そして③条約の拘束力(以上、第三節) 特有性を明らかにするためにも、オッペンハイムの法源論の各論、即ち①黙示の同意としての慣習(第二節)、 意の二通りの意味に鑑みても了解されるだろう。それ故に、以下では、オッペンハイムにおける共通の同意理論 的な側 の異同、 る先行文献や同時代の概説書等との比較対照を試みる。そして、このような個別論点を踏まえた上で、オッペンハ 面の検討を要するものである。また、この作業の必要性は既に確認されたオッペンハイムにおける共通の同 また異なる言語間での意味の異同等は、 各論者がかかる概念をどのような意味で用いているかという実質 の三点について、オッペンハイムの概説書におけ ② 明

黙示の同意としての慣習国際法とその妥当範囲

イムの共通の同意理論の特質を総合的に検討することとしたい(第四節)。

前提 ―― 慣習法国際法論における問題の所在

主義の観点から構成されることもあったという点が示されている。(雲) 先行研究では、 が実証主義の学として確立されるようになるに伴い、自然法に代表される非実定的要素が国際法学から放擲される うになった。一般国際法概念に焦点を当てることで、同概念が慣習法概念と同一視されていく過程を明らかにした(㎝) ようになり、その結果として、一般国際法は一般法であることが所与とされた慣習国際法のみによって担われるよ の法源は、 国際社会全体に対して適用される国際法である「一般国際法」(なお、オッペンハイムにおいては「普遍国際法」) 歴史的には自然法、又は一般法としての慣習法に求められてきた。しかし、一九世紀を通して国際法学 一般国際法の法源としての慣習国際法は、黙示の同意によって理論構成されることもあれば、 客観

の合意論」とする。)は、古くから提示されてきたものである。このような見解それ自体は古代ローマの法思想に起 慣習法を黙示の同意 (tacit consent) 又は黙示の合意 (pactum tacitum) とする理解 以下、

見解は一八世紀以降において断絶したものではなく、先行研究においては第三部で検討されるアンツィロッティや(ឱ) ある協定国際法と同様に、合意した国家且つ合意した事項に限り遵守されるべきであると論じていた。このような かる約束に含まれる合意も当然に拘束することを導き、それ故に、黙示の合意である慣習国際法は、 採用していたことはよく知られている。ヴォルフは「約束 源を求めることができるものであり、 シュトルップ (K. Strupp) に加えて、現代国際法学におけるトゥンキン等がその代表例として挙げられてきた。そ 国際法の学説史においても、 (promissiones) 例えば一八世紀後半にヴォルフがかかる見解を は拘束する」という原則によって、 明示の合意で

して、以上で確認されたように、オッペンハイムもまた黙示の合意論を採用していたのであった。

の合意論には右の二つの考え方があることが理解されるのである。 意がない限りはそもそも一般国際法自体が成立し得ないと論じていたのであった。しかし、これらに対して、 (®) トルップのように一般法としての慣習法の成立のために黙示の同意を推定するという立場もあったのであり、 自然国際法及び実定国際法としての意思国際法によって一般国際法を構想し、トゥンキンはすべての国の実際の いう個別国家の同意を絶対視する立場であったことを見逃してはならない。また、ヴォルフは慣習国際法とは別 但し、ヴォルフやトゥンキンによって提示された黙示の合意論は、「同意を与えていない国家は拘束されない」と 同

ペンハイム自身は、 はまさに一般国際法の法源として慣習国際法を理解するという考え方が普及していく渦中にあったと言える。オッ 国際法と同 · たのかという点が明らかにされなければならないと考えられるのである。 ® このような学説状況に照らして、オッペンハイムの概説書が上梓された二○世紀初頭という時代を考えると、彼 一視したわけではなかった。それ故に、彼の国際法論の中で、 前章において確認されたように、 慣習法を黙示の同意によって説明したが、 国際法の普遍性がどのように構想され 彼は慣習法を一般

尚

□ 黙示の同意としての慣習国際法とその妥当範囲

即ち、 される状況にあるすべての国家によって慣習国際法として承認され、且つ、その背景に共同体の利益を見出せる場 ペンハイムの普遍慣習国際法の中には、 般・特別の三つに分類可能なものである。とりわけ、 的な習慣が生じていて、かかる習慣に対して黙示の同意を与えている国家の間で成立するものが慣習国際法であり、 かかる習慣に対して同意を与えている国の数 概説書及び一九一五年の論文において展開されたオッペンハイムの慣習法論の概要は、次のようなものであった。 実際に黙示の同意を与えていない(かかる慣習法に合致する形で行動していない)国家の同意が擬制される ある行為が法的に必要であるか又は法的に正しいという確信の下で、 共同体の構成員すべての実際の同意が反映されたものと、ある規則が適用 ――かかる慣習の妥当範囲 普遍慣習国際法と一般慣習国際法との区別に関連して、 ――によって、慣習国際法は普遍・一 かかる行為をすることの明白且つ継続 オッ

という三点に着目することで、オッペンハイムの慣習法論の特有性を検討する。 る慣習法の構想(慣習法の性質理解)、②慣習法の妥当範囲、 ものなのだろうか。オッペンハイムが構想した「共通の同意」を明らかにするために、以下では①黙示の同意によ それでは、右のようなオッペンハイムの慣習法論は、彼の先行文献等と比較した場合にどのような特質を有する ③普遍慣習国際法と一般慣習国際法との区別の有無

もの、という二つが観念されていたことは注目に値する。

意に相当する黙示の同意を証明するとして、国際慣習を黙示の同意として論じていた。さらに、 示の同意として説明 由意思の上に国際法は存在すると述べた上で、 マルテンス まず第一に、オッペンハイムと同様に黙示の同意によって慣習国際法を構想していたものを確認すると、 (F. von Martens) 明している。 (級) は、 また、 国際的な法秩序の必要性を承認した文明諸国の間で、 プラディエ=フォデレによれば、 かかる承認が見出されるものの一つとして挙げられる国際慣習を黙 明瞭且つ継続的な国家の慣行は明 その拘束力を承認する自 既に確認されたよ 例えば

209

ていないということが確認される。

クが「慣習は社会が義務的なものとして同意している一連の行為である」と説明していたことも確認できる。 かを検討しなければならないと論じている。なお、「黙示の同意」という構成は採用されないものの、 文明諸国一般によって又は少なくとも影響を受ける特定の国々によってかかる慣行が承認又は拒否されているか否 で成立する慣習は「黙示の合意であるが故にかかる行為の相互性が重要である」という。さらに、ハレック うに実定国際法の法源を条約及び慣習の二つに限定していたボンフィスによれば、類似の行為が繰り返されること も、慣習国際法が国家間の関係から引き出される黙示の同意に基礎づけられ、その存在の確認のためには ウェストレ

ある二要件論に基づく説明も確認される。 習の中に諸国家の共通意思や法意識を見出すというものであり、その中にはリヴィエのように現在の通説的見解で ではなく、 論を展開する概説書は右で紹介したもののみに限られる。その他の多くは、慣習法を国家の同意として理解するの 少なくともオッペンハイムが概説書の法源論で参照している文献においては、 例えばヘフターやホルツェンドルフ等に代表されるように、ある行為の繰り返しによって生成される慣 黙示の同意に基づいた慣習国際法

ばプラディエ=フォデレやヘフター、ホルツェンドルフ等が挙げられるが、ヘフター及びホルツェンドルフにお(ミロ) (ミロ) えばホール、ハレック、ウェストレイク、ウルマン(E. von Ullmann)、リヴィエ、マルテンス、ボンフィス等に(※) (※) (※) (※) (※) 場からは、それ故に慣習法も一般的な妥当範囲を有するものとして考えられることになる。このような議論は、例 ては慣習が を一般法として構想するか否かという点で二つに大別することができる。まず、国際法を一般法として構想する立 いて確認することができるものである。これに対して、国際法を必ずしも一般法に限定しないものとしては、 慣習法の妥当範囲がどのように認識されていたかという点については、そもそもその前提として国際法 般法として構想されているのに対して、プラディエ=フォデレにおいては慣習法の一般性が措定され

論じていたのであった。 の構成員とみなされることを望むすべての国家に対して慣習が妥当することを諸国民の法的確信が要求していると を維持するために必要不可欠であると判断される一般的体系に賛同する」と述べ、そしてウルマンも、 者が挙げるのは国際共同体の存在であり、ボンフィスは「国際共同体に加入するすべての国は、その安定した共存 *consensus* of opinion)が示されていれば十分であると論じている。また、慣習がその形成に参加していない国をも るものとして、例えばウェストレイクは、ヨーロッパ文明の限られた範囲内における意見の一般的合致 (the general 法を一般法として措定する議論においても一様ではなく、この点に言及していない概説書も多い。この点を説明す 拘束するということを明示的に論じる者として、ボンフィスやウルマンを挙げることができる。この理由として両 にすべての国の同意を必要とするか否かという議論と関連するものである。この点については、右で紹介した国際 そして第三に、普遍慣習国際法と一般慣習国際法との区別について、これは国際法が一般的妥当性を備えるため 国際共同体

明示の同意としての条約

(1) 前提 条約の法源性 ―― 条約の法源性と条約類型論

為のために新規則を定立するもの、 法源としての条約であると観念されていたのであった。このような条約の法源性の限定及び条約の拘束力の根拠に ような条約すべてが国際法の法源として構想されているわけではなかった。即ち、彼によれば、「将来の国際的な行 条約は二以上の国家間で締結される合意文書として捉えられるのが通常であるが、オッペンハイムによれば、 元来の法源である慣習と並んで国際法の法源としてオッペンハイムが挙げるものは、明示の同意たる条約である。 又は、 現在の慣習規則を確認、 明確化若しくは廃止するもののみ」 国際法の

際法の法源として認められることになり、それ故に、一定の類型に該当する条約のみを国際法の法源たる条約とし テンス等の概説書において確認されるものである。これらの議論においては、 も忘れてはならない。このような考えは、カルボ、ハレック、フィオレも忘れてはならない。このような考えは、カルボ、ハレック、コン ついて、 ことができるが、 条約の法源性については、オッペンハイムが参照している先行文献の中においても様々な議論を確認する 彼の先行文献との間にどのような異同が見出されるのかということを解明するのが本節 オッペンハイムとは異なり、すべての条約が国際法の法源であることを認める立場があったこと (P. Fiore)、プラディエ=フォデレ、マル 国家間で締結された条約はすべて国 の目的である。

② 当事国数を基準とする類型――一般条約と特別条約

て捉えるようなオッペンハイムの議論とは異なるものであった。

先行する規則を廃止したりするものである。 はない 類型化が挙げられる。 則の新たな帰結を引き出したり、一般的・継続的な十分な慣行を欠いているためすべての国に課されているわけで 規則の定立を目的とする条約であるという。また、このような集団条約は、 規定が多くの国の間で作られ締結されることで、 種の条約は国際法規則を生じさせず、締約国を拘束するのみであるという。但し、このような特別条約は、 に分けることができる。まず第一に、 オッペンハイムのように条約の法源性を一定の条約のみに限定する議論は、 が、 一般条約・集団条約は国際法規則の形成を志向するものであり、ある国家間関係に関して適用可能な新たな 複数の国家の実行によって認められている規則を確認又は定式化したり、完全に新しい原則を課したり 例えばボンフィスによれば、限られた数の国によって締結されるのが特別条約であり、 条約の当事国数を基準とする一般条約 慣習を法源とした国際法規則と評価されるようになる。これに対 既に慣習法によって認められ (或いは集団条約) と特別条約という その区別の基準によって二つの類型 同様

尚

(3) 規範内容を基準とする類型

為条約と法規範条約という類型化が挙げられる。 見られるように条約を三つに類型化するもの、そして主としてドイツ語圏の概説書において見られるような法律行 条約の規範内容を基準として条約を類型化する議論がある。これについては、主として英国の概説書に

第一の類型化として、例えばホールによれば、条約は次の三つに類型化可能であるという。

- ① 締約国によって理解されている法を宣明するもの
- 2 (3) 法的考慮には 締約国が法の慣行に組み込みたいと望むが、 一切関係のない単なる主張に留まるもの 実際には現行法の外側にあると知られているような実行を規定するもの

を示すものとしての意味においてのみ条約を評価しているが、右の類型の中でも、③は慣行を示すものとして無意 ホールは条約の独立した法源性を否定し、 文明諸国における慣行のみを国際法の法源として認めているため、

たのがローレンスである。ホールの分類とは異なることを断った上で、ローレンスは次のような類型を提示してい このようなホールの分類を下敷きにして、一定の条件を充足する場合に、条約それ自体に法源性を認めようとし ①・②に該当する条約は、文明諸国間における慣行を示すものとして評価し得ると論じてい

る。

- 1 によって同意された条約(その署名国数及び遵守されてきた期間に比例して重要性が決定される 国際関係に関する新規則を制定し又は領域の国際的地位を変更するもので、すべての若しくは殆どすべての文明諸国
- 3 2 国際法規則を含まないもので、当事国間の紛争を解決するだけのもの(※) 締約国間に新規則を制定する条約(少数国間でそれらの相互関係を確立するために締結されるもの
- ③に該当する大部分の条約は「法源としては無価値である」と述べられている。 ことになる。また、②の条約群については、時の経過によって法源としての条約になる可能性が言及されているが、 は、 ローレンスによれば、「文明諸国によって一般的に認められたもののみ」が国際法規則であるため、右記類型の中で(※) 実際に該当するような例は非常に少数であるものの、①に該当する条約のみが国際法の法源として認められる
- は、 る条約、 また、これらと同様の類型化を試みたものとして、テイラー(H. Taylor)の概説書を挙げることができる。彼 条約を①特殊な利害に影響を与える合意に過ぎない条約、②新たな一般規則を宣言し又は旧来のそれを修正 ③勢力均衡の維持のための協調的行動の基礎となる条約という三つに類型化している。このような類型化

尚 る」と論じられており、①がまったく無価値なものとしては捉えられていない点、また②が単なる可能性ではなく(※) 経過の中でその英知と便宜が経験によって証明される場合」に一般規則へと成長し、そして②の条約は「相当な時 は一見したところローレンスによるものと類似しているように思われるが、テイラーによれば、 の経過の中で多くの大国が新規則を遵守した後に、同意を与えていない国もかかる規則に道徳的に服するようにな ①の条約

事実として捉えられている点がローレンスとの異同として挙げられる。

他の国々による全般的な参加を得たもので、締約国の意図として一般的な原則を規定するような法規範を内容とす 彼によれば、①法律行為条約と②法規範条約とでは、その解釈等の点において異なるものであるため、これらを区 る条約 とする条約 次に、規範内容を基準とする第二の類型として、法律行為条約と法規範条約との区別を提示するものが挙げら (Staatsverträge rechtsnormativen Inhalts)、そして③これら(①・②)が混合する条約、に分類される。 (Staatsverträge rechtsgeschäftlichen Inhalts)、②合意した国家間における永続的な規範、又は、 ホルツェンドルフによれば、条約は①その遵守、違反又は廃棄が締約国のみに関する法律行為を内容

で明示的に参照していたものであったが、ウルマンによれば、当事国の利害により密接に関連したものを主(図) 別することが重要であるが、これらが国際法の法源としての条約であるという点においては変わらないという。(図) るもの又は する条約は国際法の法源ではない。むしろ、これらとは異なり、「既存の慣習規則を明確に定式化若しくは再確認す 条約分類論を提示するものとしてウルマンの議論が挙げられる。ウルマンの条約類型論はオッペンハイムが概説書 (同盟条約、 ホルツェンドルフのような法律行為と法規範という区別を明示的に採用しないものの、規範内容に即した 際生活 国境管理条約、 のための新たな法原則を創設する」条約のみが国際法の法源としての条約 講和条約及び通商航海条約等)のような、 と論じられていたのであった。 具体的な事実や個別の法関係を規律

(rechtsetzender Vertrag) ↓)

である、

さらに、この立法条約概念が、

オッペンハイムの国際法理論において特別な意味を有するものとして認識され

□ 立法条約論 ── トリーペル理論の受容?

従来の通説的見解 トリーペルの立法条約論のオッペンハイムによる受容

ようとするものであり、とりわけトリーペルの立法条約論としてよく知られているものである。 じていた。このように当事者の意思内容によって条約を区別するという考えは、 似性を認めることで、競合する意思表示によって条約は当事国の共通の法(gemeinsames Recht)を創設すると論 論 約を「立法条約」と観念していた。このようなオッペンハイムの立法条約の定式化は、 在 の中では、 0) 既に確認したように、オッペンハイムによれば、 慣習規則を確認、 ウルマンのそれと類似していることが理解される。 明確化若しくは廃止するもののみ」が国際法の法源としての条約であり、 「将来の国際的な行為のために新規則を定立するもの、 ウルマンは、 国内法の法源と国際法の法源との 国内法上の議論を国際法に導入し 以上で確認された条約類型 彼はこのような条 現

法条約論はベル 大な役割を果たしたと評価されているのである。それでは、ラウターパクトの評価のように、オッペンハイムの立 きたことも確認されなければならない。即ち、ラウターパクトによれば、オッペンハイムは、ベルクボームやトリー 関係に立つものとして彼が「立法条約」を観念していたのかという点を以下で明らかにすることとしたい たって、オッペンハイムが参照し得たこれらの先行文献をオッペンハイムがどのように理解し、 - ルによって構想された立法条約論を英米の国際法学者に普及させたということで、立法条約論の文脈にお クボームやトリーペルの理論を受容したものであると考えられるのだろうか。 概説書 それとどのような いて重

(2) トリーペルの国際法認識と共同意思理

既に言及したように、 立法条約論の代表的な論者として、 一八九九年に 『国際法と国内法』 を上梓したトリ

か」、そして「それは如何なる法源から生まれるのか」という点を解明しようと試みたのであった。 ツィヒ時代に上梓されたのが一八九九年の著作である。彼はこの著作において、「国家間の関係に法は存在し得るの(※) その後一九〇一年にテュービンゲン大学で教授職を得るが、このテュービンゲン大学への移籍までの間 が挙げられる。一八九三年にライプツィヒ大学において、 国法学・国際法・行政法の教授資格を取得した彼は、 のライプ

は評価している。次に、ビンディングについては、ビンディングが「協約(Vereinbarung)」という用語を生み出 討するというのである。まず、ベルクボームの理論については、ベルクボームが提示した二種類の国際条約のうち、 年に公表された論考、そしてイェリネックの一八九二年著作において提示された理論を、トリーペルはそれぞれ検 ムが一八七七年に上梓した著作、トリーペルがライプツィヒ大学において師事したビンディングによって一八八九 ネックらが提示した新理論があるとして、後者を自らの立論の出発点として選択している。具体的には、ベルクボ て意思統一体(Willenseinheit)へと融合する諸国家の共同意思のみが国際法の法源である、というものである。 思が単一の国家に帰属することはあり得ないため、その意思は個別国家の意思の結合によって生ずるものである。 概ね次のように説明することが可能である。即ち、諸国家から構成される社会において、多数の国家を拘束する意 するものであると論じることで、国際法の自律性を提示する。国際法の法源についてのトリーペルの基本的立場は、(ミロ) 合意する法命題という抽象的規範を内容とする条約」のみが国際法の法源として認められるという点をトリーペル 国家の権利を形成又は廃止する法律行為を内容とする条約ではなく、「諸国が将来の行動の一般的規範として明白に この結合された意思が「共同意思(Gemeinwille)」又は「全体意思(Gesamtwille)」であって、意思の合致によっ の私法的関係及び私人と国家機関間の公法的関係を規律するのに対して、国際法は国家の国家に対する関係を規律 かかる共同意思の形成については、従来の一般的見解である契約理論と、ビンディング(K. Binding)やイェリ まず、法を法関係(Rechtsverhältnis)と法源(Rechtsquelle)によって分類するトリーペルは、国内法が私人間 ことはなく、それ故に国際法の法源とはならないと論じられる。

別を提示した点を評価しているのであった。 イェリネックについては、 利益の充足を目的とする意思の合致である契約と、 法律行為のように合意する当事者の意思の統 l裁判所の判決のように内容の等しい意思が統 かかるビンディングによる協約概念を公法以外の例にも応用し、 一的に統合されるものとして提示した点に注目している。そして、 的統合がなされない 共通利益の充足を目的とする意思の合致である協約という区 「契約 (Vertrag)」とは区別して、 対立した又は一致しな

3 トリーペルの立法条約

トリーペルは、

以上のように共同意思の形成に関する新理論を検討しながら、

国内法における協約

0

概念につい

る条約と法命題を構成する条約とに条約を類型化し、前者について、領域譲渡や捕虜交換のように、対立する当事 る。このような契約合意は国内私法において客観的な法命題となり得ないように、 者の利益を充足するために締結される私人間契約に相当するものとして、これを「契約合意(Vertrag)」と観念す ついての詳細な紹介は次章に譲るとして、ここでは彼の立法条約論の要点について確認しておきたい て検討した後に、それを国際法に当てはめるという方法で、議論を展開していくことになる。 まず、ベルクボーム、ビンディング、イェリネックによって提示された新理論をもとにして、法律行為を構成す 国際法上も共同意思を形成する トリー ~ ル 0

して、 した場合、 容的には対立するが そして、法命題を構成する条約については、まず「相異なるが対立する利益をもつ複数の当事者間における、 第二に、 複数の国家が特定の地域に関して共同領有権 行政連合、 同 一の目的に向けられた合意」を「共同意思形成合意(Vereinbarung)」と観念し、 国家連合又は連合国家を結成するために独立諸国家間で締結される条約、 共同中立地帯又は共同地役権を設定する条約を締結 その例と 内

尚

る共同意思という概念は、 ていた点にあったといえる。しかしながら、この説明のために彼によって編み出された、 て認める議論であったことが確認される。トリーペルの狙いは、 以上から、 かかる合意が「既に存在する客観法」に依拠することなく定立可能であることを明らかにしようと試み トリーペルの立法条約論が、ベルクボームと同様に一定の類型に属する条約のみを国際法の法源とし 後述の通り、後に彼に対して寄せられる批判の主たる対象となるのであった。 国際法の定立を共同意思形成合意によって説明す 個別国家の意思とは異な

三 条約の拘束力の根拠

(1) オッペンハイムが明示的に参照している研究との比較

題を巡ってはオッペンハイム以前の研究によっても様々な議論が提示されてきたため、オッペンハイムがそのよう けていたことは既に前章で確認した通りである。そして、オッペンハイムが明示的に言及していたように、この主 な先行研究をどのように理解した上で、「条約は拘束する」という慣習国際法に条約の拘束力を基礎づけたのかとい うことが確認されなければならない。 最後に条約の拘束力について、オッペンハイムが「条約は拘束する」という(普遍) 慣習国際法にこれを基礎づ

der Menschheit)、にそれぞれ根拠を求める学説があるという。 て、①自然法、 である。彼によれば、条約の拘束力に関する問題については「これまでに非常に多くの論争がなされてきた」とし まで記述がまったく同じであり、 概説書第一巻において条約の拘束力が論じられている箇所 ②宗教的 · 道徳的原則、 同旨の記述は一九一六年のケンブリッジ大学の講義録においても確認されるもの ③国家の自己拘束、④締約国の意思、⑤人類の法意識(Rechtsbewusstsein (第四九三節) については、 概説書の初版から第三版

イムが参照してい

る部分において、

トリーペルは、 と論じてい

法の妥当性の基礎が法の埒外にあることを断った上で、「国際法

ツ ~ ン

拘束力は共同

.意思に求められる」

 (Ξ) される自己拘束であると説明している。 と論じている。そして、ニッポルトについては、 定義であり、「国家権力の自己拘束(die Selbstverpflichtung der Staatsgewalt) 解されるのである。 ホール 節がオッペンハイムの参照箇所であることが判明する。この「自らの意思の命令によって自由に導かれる」とい が挙げられている。まず、 は明らかであろう。 のような非実定的要素を排除し、 トは関連する学説を批判的に検討した上で、 れている。第一一節は条約の法的拘束力及び強制可能性について論じられた部分であるが、そこにおいてニッポ イムの参照箇所において、イェリネックは、「国家が自らを拘束するとみなしている規範の総体」が法の最も広範な れる道徳的存在としての国家の立場」から国家は他国と条約を締結する権利を有するということになる、 次に、 ③については、このような立場を採用する者として、ホー の論述を以って、 ④の締約国の意思に条約の拘束力の根拠を求める者としては、 次に、イェリネックについては、一八八〇年に上梓された著作が参照されている。 ホ ホールについて参照している箇所を確認すると、「自らの意思の命令によって自由に導か ールが国家の自己拘束理論を採用しているとオッペンハイムが評価したということが理 法と道徳とを峻別したことに鑑みると、 条約の法的拘束力が条約の締結という行為において国家によって表明 一八九四年に上梓された『条約の法的性質』 ル イエリネック、 トリ 彼がこれらの議論に与しないということ ĺ がすべての法秩序の本質である」 そしてニッポルト ルが挙げられて の第 W る。

オッペンハ

節が参照さ

ル

①及び②については、

具体的な論者は挙げられてい

ない

が、

オッペンハイムが国際法の基礎として自然法

Nippold,

そして最後に、 ⑤ の 人類の法意識という議論については、 ブルンチュ リの概説書が参照されてい る。

(2) 参考文献に挙げられた研究との比較

ていたのであった。

部分において条約の拘束力に関する記述を欠くものを除外すると七点の著作が残るため、以下ではこれらの議論を ている。そこでは、前項で紹介したものも併せて一九点が挙げられているが、そのうち前項で示したもの及び該当 書第一巻第四部第二章の第一節(「条約の性質及び機能」)冒頭には、右で紹介したもの以外にも参照文献が示され る条約の拘束力の根拠に関する議論は右で紹介した通りであるが、この条約の拘束力の根拠が論じられている概説 自らに先行する研究であって、且つ、自身とは立場を異にするものとしてオッペンハイムが提示した研究におけ

ディエ=フォデレ、そしてリヴィエの議論がこれに属するものであるが、前二者が詳細な議論を展開していないの 内私法における契約のそれから類推するという、 まず挙げられるのは、オッペンハイムによっては明示的に提示されていなかった類型として、 V わゆる私法類推の議論である。デパニェ Ŧ. Despagnet)、プラ 条約の拘束力を国

リヴィエは次のように論じていた。

Ŧi.

る。65

条約の 員 一致の同意に基礎づけられる。 拘束力は、 我 々の共同体を構成する諸 この全員一致の同意は普遍的利益及び必要性の認識に基礎を置くものである。 国 (それは 定程度の文明意識に到達したすべての諸国と同じである。)

13 リヴィエは、 議論として理解できる。そして、 るが、 この議論は、 他 の二者と同様に条約の拘束力は契約のそれと同様であると論じた上で、 契約類推というよりはむしろ、 共同体の同意に基礎づける論理構成は、 条約の拘束力を共同体の全員一致の同意に求 オッペンハイムの 右のような議論を展 国際法の基礎に関する め る別 異なる

議論と類似していると考えられる。

思の合致が備えられ、それ故に、国家は条約の拘束力の原則 とができる。 意思の一致 信頼も交際も可能ではない。)を承認することによってのみかかる国家体制に属することができる、 の土台を見出すことができる。条約に対する保障はヨーロッパ 有するに過ぎない。即ち、条約は、他国との関係を保持し、新たな権利を得るという相互的な利害の中に 理的態度によって支持される一般的意思のみが、 ことはできないと論じるものとして、 このようなリヴィエの議論を直接批判するものではないが、 (Einheit des Willens) に基礎づけるという見解を擁護するのは困難であり、 しかしながら、このような命令は国際法上存在しないため、 ヘフターの概説書が挙げられる。 個別の条約に対してその永続的な直接的履行の義務を賦課 (これはすべての利益であり、 全員一致の同意によって条約の拘束力を基礎づ の国家体制の中に与えられ、 ヘフターによれば、 条約は次のような自然的な力及び価値を 同 その中で相互性及び意 それなしでは如何なる 条約の拘束力を国家の 0) 利益及び というのであ 0 同 み、 するこ の倫 ゖ そ Ź

は真ではないと評価した上で、 また、 マ ル テン スは、 オ ッペ 条約の拘束力は、 ン 21 1 ムと同 様に 1 ある国が権利能力を有することに対する他国による承認に基づく エ リネッ ク及び J ブルン チ ユ 1) の議論を例 示 0 両 者 0 説 明

ている。他にも、条約の拘束力を人間本性に依拠する人類の平等性及び社会性に基礎づけるというラギー(F. Laghi) のであって、「社会あるところに法あり」というように、国家間共同体という概念から導かれるものであると論じ

の議論が挙げられる。 少なくとも彼が概説書の参考文献として挙げていたものにおいては見出すことができないものであったことが明ら 以上の検討から、条約の拘束力をその旨を規定する慣習法の存在に基礎づけるというオッペンハイムの議

かとなる。さらに、管見の限りでは、その他の同時代の著作においても同旨の議論を確認することはできなかった。

第四節 総合的検討 ―― オッペンハイム国際法論の特有性

異同の比較作業のための視座 ―― 国際法秩序の主観的構成と客観的構成

体の流れ、そしてとりわけ一般科学における実証主義化への呼応という「一九世紀」の国際法学の特徴を説明する 証主義理論の台頭という「一九世紀」国際法論の一般的な傾向の把握は、一八世紀から二〇世紀に至る国際法学全 然法に依拠した国際法論は世紀末においても依然として存在していたのであった。このような自然法論の衰退と実 却である。そして、もう一つは、法実証主義そのものに対する理解についての問題である. このような問題の一つは、既に言及したように、一九世紀末にも存在した自然国際法論に対する消極的評価又は忘 ためになされたものであったが、このことによって却って矮小化されてしまった問題があることには注意を要する。 ていったという評価がなされてきた。但し、既に序論で言及したように、かかる評価は一面的なものに過ぎず、自 従来の研究によれば、「一九世紀」の国際法理論については、自然法理論の衰退に伴い実証主義理論が勢力を増し

ろである。その中でも、 この文脈において、法実証主義が様々な意味で用いられてきたことは我が国においても既に指 自然法論と実証主義との相違が「秩序の根拠についての理解の相違、 あるいは規範命題を 摘されてきたとこ

222

論 証する方法の 相違 例えば次のような場合を正確に評価できないという問題が生じることになるからであ であるという指摘は、 本稿の考察にとっても重要である。 何故ならば、このような相

ば、 ペンハイムにとっては国際法の法源から自然法等の非実定的要素を排除する議論が「実証主義」 b で自然法論に等しいと批判していた。このような評価の対立の背景にあるのは Positivism)」を採用する者として評価していたが、例えばトリーペルは、 できない。 らが国家意思には還元されないものとして措定されていた場合には、 のように捉えられる。 ているという意味で、一見したところ「共通の法的確信」を国際法の基礎とする議論は実証主義国際法論であるか あるか否かという判断において、論者によってはまったく異なる評価がなされ得るということである。 くかかる共同体に法的確信が基礎づけられるものとして構想されている場合とでは、これらが 得るものとして構想されている場合、 ずしも国際法規則を国家意思や国家間合意に基礎づける理論のみが実証主義ではなかったのである。 ルは の」を対象とする「実証主義」そのもの 一際法の基礎を「共通の法的確信」として構想するリヴィエについて、 従来のように実証主義と自然法論との対立という観点から評価するならば、 際法の基礎を「共通の法的確信」に求めるという議論において、この法的確信が個別国家の意思に還元され (主意主義的実証主義のみが「実証主義」であるという) 何故ならば、ここで措定されている共同体又は法秩序は、 論は少なくとも「主意主義的」 しかしながら、 或いは、共同体又は法秩序のようなものが措定されていて、個別国家では かかる「共通 ―― に関する論者間の前提的な理解の相異の存在である。 実証主義 の法的確信」 国家意思実証主義 狭い実証主義理解に立っていたのに対して、 が共同体又は法秩序に基礎づけられ、 トリーペルの批判において顕著であるように 国家意思という実証可能なものに基礎づけ リヴィエの議論は歴史法学に属するも オッペンハイムは 「実定性」――ひいては 明示的に自然法の妥当を否定 13 属するものと評 「真の実証主義 「実証主義」 理論であって、 即 換言するなら この点に ち 「実定的 理論で ij

れていない

からである。

れ得ないものとして構想されている場合は、そのような議論を国際法秩序の客観(主義)的構成と捉えるという視れ得ないものとして構想されている場合は、そのような議論を国際法秩序の客観(主義)的構成と 法秩序の主観主義的構成・ にすることを可能とするのである。 義」に即して、実証可能な何らかの経験的要素に基礎づけられるものとして示される国際法構想の多様性を明らか く捉える見解(主意主義的実証主義のみを実証主義と考えるもの)を排し、論者が各自信奉するところの「実証主 座である。このような視座は、実証主義を広く捉える見解(自然法論の不在を実証主義の特徴とみるもの) 体は個別国家 て構想する議論を国際法秩序の主観(主義)的構成とし、これに対して、仮に共同体又は法秩序のような、 そこで、実証主義国際法論の構成方法の多様性に基づく右のような相違を説明するために導入されるのが、 (の意思) から構成され得るようなものを措定している場合であっても、それらが国家意思に還元さ 客観主義的構成という区別である。即ち、国際法秩序を国家意思に還元し得るものとし や、

見の一 の法意識」(ホルツェンドルフ)等を挙げることができるが、 客観主義的構成を採用するものと評価されることになる。他にも、本章第一節において確認されたものとして、「意 の基礎を求める歴史法学派の影響下で、国際法の基礎を「共通の法的確信」として構想するような議論 想していたことから、これは客観主義的構成として理解されることになる。また、「民族の法的確信」にすべての法 してリヴィエの議論) のみを起点とする議論であること、そしてブルンチュリがかかる法意識を国家意思に還元され得ないものとして構 に国際法を基礎づけるものについては、主観主義的構成があくまでも当時の排他的国際法主体であった国家の意思 このような視座からより具体的な議論を見てみるのであれば、例えばブルンチュリのように、「人類の共通意識 (ウェストレイク)、諸国家の「共同意思」(トリーペル)、「共通意思」(ヘフター)、「諸国に ŧ, 国家意思に国際法秩序の淵源を求めるのではなく、法秩序を措提する議論であるため、 ウェストレイクが国家意思に還元され得ない国家間 (典型例と

まず第一に、

オッペンハイムの慣習法論について検討する。

但し、

慣習法論の検討に際しては、

次のような背景

225

想の出発点として据える主観主義的構成を採用していたのであった。 らは客観主義的構成に基づく議論であったと考えられる。これらに対して、 .体の存在を前提としていたこと、 また後二者がリヴィエと同様に歴史法学に属する議論であったことから、 トリーペルは国家意思を国際法

されることになる。 同意に国際法を基礎づけ、 諸研究との間の異同を検討することで明らかにすることとしたい 自然国際法を構想しているという意味において、オッペンハイムの国際法構想とは根本的に異なるものとして評 性を有する自然国際法を構想するような議論については、 例えばボンフィスのように、一方では実定国際法を国家間の明示及び黙示の合意として構想し、 ハイムは、 確認されるまでもないが、 まさに国際法秩序の主観主義的構成を採用した者であったと評価できる。そして、かかる評価に従えば 以下では、この点を十分に意識しつつ、 その上で国家間の合意が反映される条約及び慣習法のみを法源として構想したオッペン 以上のような議論に対して、自然法の妥当を明示的に否定し、 実定国際法の構想はオッペンハイムと共通するものの、 オッペンハイムの国際法論の特有性を、 他方で普遍的妥当 各国家の自由 彼に先行する

二 慣習国際法論の評価

法であることが所与とされた慣習国際法のみによって担われるようになった、 慣習法に求められてきたのに対し、「一九世紀」を通して国際法学が実証主義の学として確立されるようになるに伴 である を確認しておかなければならない。 自然法に代表される非実定的要素が国際法学から放擲されるようになり、 般国際法 (オッペンハイムにおける「普遍国際法」) 即ち、第二節○で既に確認したように、 の法源が、 歴史的には自然法、 国際社会全体に対して妥当する国際法 という背景である。 その結果として、 又は、一般法としての 一般国際法は 一般

照らして捉え直した上で、慣習法論における三つの個別的論点 ―― ①慣習法の性質理解、②慣習法の妥当範囲、そ ず、また、その一般性が重視されたとは考えられるものの、慣習国際法が一般法(オッペンハイムのいう「普遍 準を以って評価するならば、主観主義的構成を採用したオッペンハイムにおいては、自然国際法の妥当が容認され 信や法意識の存在から慣習国際法の一般的妥当性が認められるものもある。オッペンハイムの慣習法論をかかる基 場合においても慣習国際法が一般法として構想されることもある。また、歴史法学派の慣習国際法論に顕著なよう れている場合には、これが国際法の一般的妥当性を担保することになるため、実定国際法 して③普遍慣習国際法と一般慣習国際法との区別の有無 ―― 法」)としては必ずしも措定されなかったと纏められる。以下では、本章第二節で挙げた各論者をこのような基準に は必ずしも一般法として構想されなくてもよいことになる。尤も、既に第二節□で確認されたように、このような ように思われる。即ち、ある論者の国際法体系において、自然国際法のような先験的な要素に基づくものが構想さ このような背景を念頭に置くと、慣習国際法論の比較検討に際して次のような引証基準を提示することができる 自然国際法の妥当を否定する客観主義的構成においても、前提される法秩序及びそれに基礎づけられる法的確 について、オッペンハイムの慣習法論との異同を精査 ――とりわけ慣習国際法

その一般的妥当性を措定していなかったが、それを可能とさせたのは一般的妥当性を有する自然国際法(又は理想 分析すると、プラディエ=フォデレ、ハレック、ウェストレイクの三人はこれらの妥当を認めていたことが確認で(※) きる。とりわけプラディエ=フォデレは、オッペンハイムと同様に黙示の合意によって慣習国際法を構想し、 まず、各自の構想において自然国際法又は何らかの先験的な要素の妥当が認められていたか否かという観点から の存在であった。 、且つ、

することとしたい。

個別的論点について、慣習国際法の性質理解 (論点①) に着目すると、マルテンス、ボンフィス及びハレッ(※) (※) 管見の限り皆無であった。

クがオッペンハイムと同様に黙示の合意論を採用していたが、三人とも慣習法の一般的妥当性を措定していたとい(※) 一方でマルテンス及びハレックにおいては普遍慣習国際法と一般慣習国際法との区別が構想されていなかったが、 (論点②)では、オッペンハイムの慣習法論とは異なるものであったといえる。そして、論点③については、

他方ではボンフィスがかかる区別を提示していたのであった。

に求めるという客観主義的構成を採用していたことから、ここにおいて両者の異同が確認される。 法論はオッペンハイムの構想と共通するものであったが、ボンフィスは国際法の基礎を人類の社会性(sociabilité) オッペンハイムのように自然国際法の妥当を認めずに慣習国際法を黙示の同意として構成する議論は存在したもの ハイムのように主観主義的構成に即して慣習国際法の一類型として特別慣習国際法の存在を明示的に論じる者は 際法が普遍的妥当性を有する旨を論じていた。このような共同体と個別国家との関連づけというボンフィスの慣習 挙げられるのがボンフィスの慣習法論であり、ボンフィスは共同体と個別国家の同意とを関係づけることで慣習国 普遍慣習国際法及び一般慣習国際法との区別について、明示的に論じられることは殆どなかった。この例外として 以上の検討から、オッペンハイムの慣習法論の特有性について、 かかる議論における慣習国際法は一般的妥当性を有するものとして捉えられていた。そしてその帰結として、 少なくとも次の点を指摘できるだろう。 なお、 オッペン 則

三 条約論の評

(1) 立法条約

定の類型に属する条約のみを国際法の法源として認めるという議論が確認された。それでは、これらの議論とオッ 前節 K お 条約の法源性 に関する議論として、 条約の当事国数及び規範内容を基準として条約を類型化

ろうか。 ペンハイム の立法条約論との間にはどのような異同が見出され、 その異同はどのように評価され得るものなのであ

Ŧī. 八

的な事実又は個別の法関係を規律する条約を国際法の法源からは排除していた。さらに、 国内私法における思考を国際法に直接類推することを否定しながらも、他方では同盟条約や講和条約のような具体 等と同様の思考 — 新たな法原則を創設する」条約のみが国際法の法源としての条約であると論じていたが、その背景にはトリーペル 類型化の中には、 則を確認 ていたと考えられる。ウルマンは「既存の慣習規則を明確に定式化若しくは再確認するもの又は国際生活のため イラーの見解、 題)との区別) 特別条約という類型化ではなく、規範内容を基準とした類型化に属するものであることが理解される。この第二 まずは、)かしながら、彼らの議論構想の全体像を踏まえるならば、少なくともウルマンの構想はオッペンハイムと異なっ 明確化若しくは廃止するもの」と定義されていたことから、オッペンハイムの条約類型論が一般条約 オッペンハイムの立法条約が 後者に属するウルマンの見解がオッペンハイムの定式化と殆ど一致していることが確認される。 があったが、オッペンハイムの立法条約概念の文言に着目すると、前者に属するローレンス及びテ 英国の実行に基づくと考えられるものと条約の性質を基準とするもの(法律行為と法規範 — 契約条約の排除 ―― が見出されるからである。既に確認されたように、ウルマンは一方では 「将来の国際的行動のために新規則を定立するもの、 一九〇八年に改訂された 又は、 現在 の慣習規 σ

際法の法源から積極的に排除しようと試みていたか否かというその意図については、 何故ならば、 オッペンハイムが契約条約を国際法の法源から排除していないというウルマンの指摘の妥当性には疑問 オッペ ンハイムは契約条約という語を明示的に用いておらず、 立法条約に該当しない ウルマンのような直接的な言

例としてオッペンハイムを挙げていたのであった。

第二版においては、

自身とは異なる見解として契約条約も国際法の法源とする構想があることを指摘し、その具体

して、このような区別はオッペンハイムの立法条約論においては確認されないのである。

と評価できる

ているとは理解し 書を挙げているが、 明 難く、 確ではない その書きぶりからは、 彼の意図は普遍国際法の例示のために重要な条約の類型を立法条約として提示するという からである。 (SE) 例えばウェストファリア条約のようなそれ以前 オッペンハ イムは立法条約の最初 の例として一八 の条約の法源性を否定し 五. 年の ウィー

のであったと理解することも可能である。

と類似するものであると理解される。 b していなかった点を考慮すると、 13 としての合意に表明される主体の具体的な意思表示の様相によって契約条約と立法条約とが区別され て観念された共同意思形成合意の類型の一つに「諸国が将来の行動を永続的に規律する客観法を定立する」という ペンハイムに受容されたという先行研究の評 おいてオッペンハイムの立法条約論は不完全なものであった。 のがあり、 ずれにせよ、 ウル 右記の事実から理解されるように、 マンの場合と同様にその文言だけに着目すると、オッペンハイムの立法条約はトリーペル かかる評価は正確なものとはいえない。 しかしながら、 価については、オッペンハイムが明示的に契約条約の排除までを構想 トリーペルの共同意思理論においては、 排除される条約類型につい しかしながら、 確かにトリーペ トリーペ ての言及を欠い ルにおいて立法条約とし ルの立法条約概念がオッ 玉 てい |家間 7 . の意思 るという意味 た このに対 の合致 のそれ

トリー るという考え方を採用していなかったため、結局のところオッペンハイムの立法条約論は彼に特有なものであった 以上から、オッペンハイムによって観念された立法条約は、 た条約の定義との ペルの立法条約論の系譜に位置づけられるものではないと考えられる。 関係についてみても、 オッペンハイムが 少なくとも先行研究において理解されてきたような 般的な妥当性を有する条約 また、 英国の概説書において示され 0 みを法源として捉え

尚

② 条約の拘束力の根拠としての慣習国際法

るのに、条約の法的拘束力は説明され得るのか」という問いに対して、既に国際法の法的性質を論じた箇所で述べ 規則が存在しなければ国家間に法は存在しない」と論じている。そして最後に、「執行のための法的権威を欠いてい 節において確認されたように、オッペンハイムは、条約の拘束力の問題を次の三つの問いに分解することで満足の に依るものであるとして、「宗教・道徳上の理由及び国家の利害がかかる規則を要求しており、このような に、「〔条約は法的拘束力を有するという〕慣習法が存在する原因は何か」という問いが示され、これは複数の原因 あり、これに対しては、この旨の慣習法が存在するからであるという断定的な回答が示されている。次いで二点目 いくように処理されるものと考えていた。即ち、一点目に、「条約が法的拘束力を有するのは何故か」という問い それでは、条約の拘束力の基礎についてのオッペンハイムの議論の特有性はどのようなものであろうか。

ある。 理論とがしばしば並置されて議論されるという状況があることに言及したが、概説書においては自らと異なる立場 認した限りでは、条約の拘束力が慣習法に基礎づけられるというオッペンハイムの議論と同旨のものは見出されな う点においては、少なくともトリーペルとは異なる議論を提示しているという自覚があったことが理解されるので を採用する者としてトリーペルが挙げられていたことから、オッペンハイム自身には条約の拘束力の基礎づけとい かった。また、第一部で確認された先行研究において、トリーペルの共同意思理論とオッペンハイムの共通 そして、前節において同様に確認されたように、オッペンハイムの先行文献における条約の拘束力の根拠論を確 の同意

たように、

国際法もかかる法的権威を有すると回答していたのであった。

がら、 以上から、 条約の拘束力の根拠を慣習法に求めるということは、 オッ ~ ン ハ 1 ムの条約の拘束力の根拠論にも彼の構想の特有性が認められると評価 その慣習法の拘束力の議論を提起するものに他ならな し得る。

がどのように理解していたのかという点の理解に密接に関連するということは既に前章において指摘した通りであ きとしたであろう同時代の議論を参照し、それらの議論と彼の議論との間の異同についてより詳細に検討すること る。それ故に、 ようとしていたのであろうか。慣習法の拘束力に関する彼の議論の評価は、 東力の根拠を論じているものではなかった。それでは、オッペンハイムはどのようにして慣習法の拘 オッペンハイムは、条約の拘束力を担保する慣習法の存在する「原因」を論じてはいたが、 かかる評価のためにも、次章では個別国家と国家間共同体の関係について、 個別国家と国家間共同 オッペンハイムが下敷 それ 体との 東力を構想し は慣習法 関係を彼

- (\mathfrak{F}) Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.3
- 341 *Ibid.*, p.8. 例えば、英国議会は英国民の共通の同意に基づく立法機関であることが例示されている
- 342 このような一同質性」を指摘するものとして次の文献も見よ。田畑茂二郎 あると解されるため、本書では山本の訳を採用せずに「同質的な国際社会」と訳出した次第である。なお、当時の国際社会の オッペンハイムが経済活動の活発化に伴う国家間の相互依存状況を至る所で強調していることからも読み取れる通り、彼が念 は、"Family of Nations"を、その国家体制の実情に着目することで「同族的な国際社会」と訳出していると考えられるが、 Community)」とする山本草二の訳出がある。山本草二『国際法【新版】』(有斐閣、一九九四年)二一-二四頁。ここで山 頭に置いていたのは、近代的市民法の体系やそれに伴う近代法意識が次第に各国共通のものとなることで同質化された国家で に至るまでの国際社会を「同質文明の国際社会(International Society)」、そして現代国際社会を「国際利益共同体(International "Family of Nations" の邦訳については、一六・一七世紀の国際社会を「同族的な国際社会 (Family of Nations)」、一九世 「国際法 [第二版]』(岩波書店、 一九六六年)七二

maxima) の成立可能性を否定していたのであった。Oppenheim. "Die Zukunft", a.a.O. (Anm.201), S.152-156, 200: Oppenheim 国家が分け隔てられた状態で共通の利益の達成のために協力するという国際秩序構想を理想としていたため、世界国家(civita. ているが、かかる共同体は組織化されたものとして捉えられているわけではなかった。国際主義を重視していた彼は、 なお、オッペンハイムは、この "Family of Nations" を文明諸国によって構成される「共同体 (community)」と互換的に用

The League of Nations, supra note (209), p.12: Oppenheim, supra note (332), p.269

- 343 する者は、その理由として自らの定義と合致しないことを挙げているに過ぎず、それは理論としては優れているが現実を説明 (200), p.331 できないような理論を提示するドイツの哲学者が事実を問題視するのと同様であると批判している。Oppenheim, *supra* note Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), pp.10-13. 後の論文においては、国際法が法であることを否定
- (美) Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.13
- (對) *Ibid.*, pp.12−13.
- (義) *Ibid.*, pp.13-14.
- note (202), p.485.)等が挙げられる。 Das Gewissen, a.a.O. (Anm.180), S.48-50.) ´ロンドン宣言の批准と世論との関係 (Oppenheim, "The Declaration of London", supra おける変化を招き、次いで戦争に対する道徳的態度の変化を、最終的には法における変化を生じさせたという議論(Oppenheim リスト教世界の反応についての議論(Oppenheim, *Gerechtigkeit und Gesetz*, a.a.O. (Anm.176), S.18.)、反戦運動が人々の良心に Kingsbury, supra note (239), p.411. 具体的には、奴隷貿易の非人道性に対するヨーロッパの反応及びムスリム国家に対するキ キングズベリーが指摘するように、オッペンハイムは初期著作において法の変化に対する世論の役割について論じていた。
- 348 ある旨が言及されている。Oppenheim, supra note (200), p.331 なお、そこでは、法に対峙する道徳規則が「良心のみによって執行されることに対する共同体の共通の同意」に基づくもので 別稿においても、共通の同意を基礎とする故に国際法は国内法と同様の法体系の一分野を構成することが論じられている。
- (第) Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.15
- 350 明されていたが、第二版以降においては、このような条約は「立法条約」である旨が追記されている。 初版においては、この条約は「将来の国際的な行動の永続的な形態を創設することを目的とする条約」(ibid., p.18.)として説
- 351 Ibid. この点は別稿においても確認されている。Oppenheim, "Die Zukunft", a.a.O. (Anm.201), S.170
- (奚) Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.21.
- 353 なお、一九一五年論文においても「法源」と「原因」との混同に対する注意が喚起されている。Oppenheim, a.a.O. (Anm.208)
- 354 *International Law*, Trinity/Add ms.a.338, Box 1/2 (Wren Library, Cambridge University), p.1 Idem. "2. The Sources of International Law and the Sphere of its Power"; in idem, Lectures on Introduction and Subjects of

- (袋) Oppenheim, *International Law*, 1st ed., vol.1, *supra* note (61), p.21
- る」ものである。Oppenheim, supra note (354), p.4. り合い、ある規則が国際法規則となるべきであるという合意に至った際に直接的に与えているか、又は、 合致すると考える限りにおいて、国家がかかる慣行に継続的に従う場合に、かかる国家が間接的に若しくは黙示的に与えてい *Ibid.*, p.22. この点について、講義録では次のように補足がなされている。即ち、国家の共通の同意は、「国家が互いに手を取 ある慣行が国際法に
- <u>357</u> 学派のみが将来存続すると明言されている。Oppenheim *supra* note (200), pp.326-333: *Idem*, "5. School of Thoughts in International Law"; in Oppenheim, *supra* note (354), pp.18–20 Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), pp.82-93. 別稿(一九〇八年)及び講義録におい ては、 実証主義
- (縈) Oppenheim, *suþra* note (200), p.326.
- 359 note (200), pp.327-330 中で、「今日我々は自然法が存在しないということを知っている」(ibid., p.92.)と述べている。See further, Oppenheim. supra *International Law,* 1st ed., vol.1, *supra* note (61), p.22, n.1.)と評しており、また、自然法については、国際法の歴史を概説する 例えば理性については、ウェストレイクが法源として理性を挙げていることについて「同意できない」(Oppenheim
- (36) *Ibid.*, p.333
- 361 イムの再評価を提示する「結論」において改めて言及することとしたい。 は力点を置いてきたといえる。これら先行研究におけるオッペンハイム像については、本稿で論じられた内容からオッペンハ を実証主義者として評価する際の「実証主義」の意味を再考することに近年の研究(前掲註(23)及び(畑)で挙げた文献を見よ。) い。むしろ、第一部第二章第二節□で論じたように、かかるキングズベリーの指摘をさらに発展させる形で、オッペンハイム は、オッペンハイムの国際法論が法と道徳を分離するという意味での実証主義を採用したということを直接的には意味しな 尤も、例えば前掲註(29)に挙げたキングズベリーが指摘するように、非実定的要素が法源論から排除されているということ
- の起草をフランス語で行うことが挙げられている。Oppenheim, supra note (354), p.5 Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.22. なお、講義録においては、このような慣行の例として条約
- (第) Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.23
- (愛) Oppenheim, a.a.O. (Anm.208), S.4
- (55) Ebd., S.5-
- 366 既に一九〇八年の論文において、本規則を例示することで一般慣習法と普遍慣習法の間の異同が示されていた。Oppenheim

supra note (200), p.346

367 慣習国際法であるという説明が付記されている。Oppenheim, a.a.O. (Anm.208), S.6 なお、これらの規則は同論文執筆時には既に普遍慣習国際法として認められるに至っていたため、 歴史的事実としての一

六四

- いるのに対し、別の独語論文においては「普遍(universal/universell)」・「一般(allgemein)」と表記されている。Oppenheim Die Zukunft", a.a.O. (Anm.201), S.161, 169, Ebd., S.6-7. なお、必ずしも有意な差異ではないが、同論文においては「普遍(allgemein)」・「一般(gemein)」と表記されて
- ついて、「新国家は普遍国際法である既存の慣習国際法に従うことを要求される」と述べられている。*Idem.* "1. What International Law Is"; in Oppenheim, supra note (354), p.24 Oppenheim, a.a.O. (Anm.208), S.8-9. 他にも、例えば講義録において、新国家が同質的な国際社会に加入する際に従う規則に
- $\widehat{370}$ Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.2, supra note (61), pp.193-194. この点については次の拙稿も見よ。H. Oguri, "Taming 除を享有するという規則は、英国がこれに反対しているために一般的な慣習に過ぎず、普遍国際法ではないと論じられている。 論を見よ)。また、初版第二巻をみると、例えば沿岸漁業に従事する船舶が非武装である場合に限って攻撃及び拿捕からの免 明(*ibid.*, pp.24 et 519-520.)においてはこのような記述は見当たらない (なお、この点が惹起する問題については三②における議 等が「普遍的に認められた慣習法である」と明示されているのに対して、条約の拘束力が慣習法に基づくものであるという説るという規則(ibid., p.357.)、在外自国民の保護の権利及び自国領域内に在住する外国人への一定程度の処遇義務(ibid., p.374.) note (61), p.320.)や公海上での追跡権(*ibid.*, p.321.)、割譲された地に居住する者の国籍が新たに同地を取得した国の国籍に変わ える。例えば、軍艦が公海上の疑わしい私船に対して旗の掲揚を求める権利(Oppenheim, *International Law*, 1st ed., vol.1, *supra* (Leiden/Boston: Brill, 2021) pp.465-471 Law", in R. Schäfer/A. Peters (eds.), Politics and the Histories of International Law: The Quest for Knowledge and Justic Politics or Naïveté of Positivism in International Law?: Lassa Oppenheim and His Ascertainment of Customary Internationa 論ではなく、概説書において慣習法として提示された個別規則に関する彼の記述からも内在的に理解し得るものであったとい 尤も、オッペンハイムが慣習国際法の妥当範囲の分類を考えていたということは、一九一五年論文のみにおいてみられる議

としてある時点で普遍的な適用範囲を帯びるようになったということを意味するに他ならず、 る」と説明されている(Oppenheim, *International Law*, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.487.)。このことは、 じながらも、この部分に付された脚註では「かかる規則が普遍的に認められるようになったのは一九世紀を通してのことであ さらに、領海内においても軍艦を浮かぶ領土として処遇する義務について、これを「普遍的に承認された慣習法規則」と論 慣習法が前提として普遍的な適

ed., vol.2, *supra* note (61), pp.120-121 いたが一八世紀には「普遍的に承認された慣習国際法規則」となったという記述がある。Oppenheim, International Law, 1st *supra* note (354), pp.2-3. また初版第二巻においても同様に、 述は概説書第二版及び第三版のみならず、彼の講義録においても確認される。*Idem.* "6. The Freedom of the Sea"; in Oppenheim 用範囲を有するもの(「普遍国際法」)としては捉えられていないことを例証しているように解されるのである。なお、 敵国の私人に対する殺害及び攻撃について、かつては許容されて 同旨の記

漸進的に普遍的な承認を得るまでの過程を論じている点(Oppenheim, *International Law*, 1st ed., vol.1, *supra* note (61), pp.305-306.)からも妥当するように考えられるのである。 なお、このような解釈は、公海自由の原則について、具体的な国家実行を紹介しつつ、慣習法として存在してきた同原則が

- 371 慣習法の存在を指摘するものとして、例えば次の文献を見よ。B. Binder, "Das Völkerrecht im österreichischen Staatsrecht" れてきた点である。なお、その例外として、オッペンハイムの一九一五年論文を参照しつつ、 本稿第三部第二章において確認されるように、この事実はオッペンハイムの慣習法論を検討する多くの議論におい 少数国間のみに適用される特別
- (\mathbb{m}) Oppenheim, a.a.O. (Anm.208), S.8.

Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht, Bd.35 (1975), S.295

- 373 *supra* note (209), p.44 いう記述等から理解されるものである。Oppenheim, "Die Zukunft", a.a.O. (Anm.201), S.159. Oppenheim, The League of Nations 以上で確認された点以外にも、このような彼の立場は、例えば 「多数による決定はそれに反対した少数を拘束し得ない」と
- 374 この二点目の条件を「余計なもの」と評価しているが、かかる評価は、この二つの条件を選言的なものとして捉えている点、 則が適用される状況にあるすべての国家(即ち、全海洋国)によって承認されていなければならず、そのような規則でない場合 と説明されている。しかし、オッペンハイムによれば、ここで例示されている海上航行に関する慣習国際法規則は、 持たなかった国家に適用される場合、[慣習は黙示の同意であるという理論は]排除される」(Kelsen. *suþra* note (168). p.312.) 八九頁。)と述べている。また、同様の例を挙げているケルゼンによれば、「一般国際法が法創設慣習の成立に参加する機会を 意を与えていないからといって、それを拒否することは、もちろんできない」(田畑茂二郎『国際法I』(有斐閣、一九五七年 を新たに獲得した場合には、この領土獲得という事実を以って、海上航行に関する慣習国際法の妥当を受けるのであって「同 例えば田畑は、慣習国際法は国際社会のすべての国家の合意を前提としていないと論じる中で、内陸国が海に接触した領土 またケルゼンは、慣習国際法理論を主題とする仏語論文において、オッペンハイムの一九一五年論文の当該部分を取り上げ、 内陸国は新たな領土を獲得したという事実それ自体によってかかる慣習法に拘束されることにはならないのである。 かかる規

- international de la théorie du droit, Nouvelle série, t.1 (1939), pp.271-273, n.1. この点の詳細については、第三部における検討を としている点)に基づいたものであることには注意を要する。*Idem,* "Théorie du droit international coutumier", *Revu* 及び、オッペンハイムの慣習国際法論における普遍慣習国際法と一般慣習国際法との区別の誤った理解(即ち、 ムがケルゼンのように慣習国際法を一般国際法(オッペンハイムにおける「普遍国際法」)と同一視していなかったことを見落 オッペンハイ
- 375 オッペンハイムの一九一五年論文に依拠してこの点を指摘するものとして次の文献を見よ。森川・前掲註(4)一三八-一三
- ると論じる際の「条約」は "Vereinbarung" と表記されている(ebd., S.13.)。なお、"Vereinbarung" は "Vereinbarung" (Oppenheim, a.a.O. (Anm.208), S.1.) という語が用いられているが、国際法の法源が慣習法と条約の二つであ ドイツ語論文においては "rechtsetzende Verträge/Vereinbarung" (Oppenheim. "Die Zukunft", a.a.O. (Anm.201), S.147.) 或 はトリーペルに代表される

立法条約論の中心的な概念であり、これらの関係については次章第三節□における検討を見よ。

- *supra* note (354), p.6 *suþra* note (200), p.348. なお、講義録においては「又は」以下の慣習法規則との関係についての言及がみられない。Oppenheim Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1. supra note (61), pp.23, 25 et 518. 別稿においては、「契約と呼ばれるもの以上の 'のであって、一国内の議会立法にある意味で類似した、諸会議における大国による立法」と説明されている。Oppenheim
- 378 習法規則を確認、 権に関する条約、犯罪人引渡し条約、度量衡に関する条約、衛生・労働・農業・工業に関する条約等であり、多様な目的をも の、政治的目的のために締結される同盟・保護・中立化・講和条約、領事関係条約、通商航海条約、郵便・電信・鉄道・著作 つ条約がここでは想定されている。これらの中で「将来の国際的な行為のために新たな規則を定立するもの、又は、既存の慣 Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.518. オッペンハイムが挙げているのは、 明確化若しくは廃止するもの」に該当する条約は、すべて立法条約であるというのがオッペンハイムの理解 国家領域に関するも
- (\vec{\pi}) Ibid., p.23
- ed., vol.2, *supra* note (61), pp.498-539 の条約が、戦時国際法に関する立法条約として初版第二巻の「補遺」に収録されている。Oppenheim, *International Law*, 1st プルク宣言(一八六八年)に加えて、陸戦法規慣例条約のような第一回ハーグ会議で採択された諸条約(一八九九年)を含む九点 *Ibid.*, pp.563-568. なお、ここで挙げられているパリ宣言(一八五六年)、ジュネーヴ条約(一八六四年)及びサンクト・ペテル

- 381 International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.564 例えば一八三一年に英国、オーストリア、フランス、プロイセン及びロシアによって締結されたロンドン条約について、そ 第七条においてベルギーの永世中立を創設したという意味で同条約は立法条約であると評価されている。Oppenheim
- 382 できないような規定を含むものであると説明されている。Ibid., pp.564 et 567. う点で「純粋な(pure)立法条約」であると評価されるのに対して、「純粋でない」立法条約については、これらが立法と評価 ルコの間で締結されたコンスタンティノープル条約はスエズ運河の永世中立とすべての国の船舶の自由航行を規定したとい 例えば一八八八年に英国、オーストリア=ハンガリー、フランス、ドイツ、オランダ、イタリア、ロシア、 スペイン及びト
- 河の中立を将来にわたって約束したこと、そしてすべての国の船舶の自由航行を認めたことが世界規模で重要な意味を有して 一九〇一年に英国と米国との間で締結されたワシントン条約がこの例であり、両当事国間での立法に過ぎないが、 ナマ運
- (素) *Ibid.*, pp.23−24

いる、と述べている。*Ibid.*, p.568

- 385 文において「使節派遣に関する法及び条約に関する法」(Oppenheim, *suþra* note (332), p.l.)が普遍国際法として例示されてい 最良の例である」(Oppenheim, *International Law*, 2nd ed., vol.1, *supra* note (194), p.33, n.1.)と説明されており、 普遍国際法については、初版では具体例が提示されていないものの、第二版においては「使節派遣に関する法が普遍国際法の このような一般国際法の例として、一八五六年のパリ宣言や一八九九年の陸戦法規慣例条約が挙げられる(*ibid.*, p.3.)。なお
- (\vec{\pi}) Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.24
- (云) *Ibid.*, p.24, n.2.
- 388 でなければ条約の拘束力を説明することは不可能であると述べていた。但し、彼によれば条約の法的拘束力が慣習法上認めら イムの慣習法が条約の形式をとる明示的な合意に対するところの黙示的合意に過ぎず、それ故に、かかる慣習法が普遍慣習法 この点は、例えばホィートンの概説書の第六版を編集したキース(B. Keith)によっても指摘されている。彼は、オッペンハ 6th ed. (London: Stevens, 1929), p.11 ·るという議論は一般哲学の問題であって法学の問題ではない。B. Keith (ed.), Wheaton's Elements of International Law, vol
- 389 が追加されている(Oppenheim. suþra note (332), p.1.)という事実は、かかる規則が普遍慣習国際法であるという解釈を支持す るようにも思われる。しかし、後者については、この修正がオッペンハイム自身の手によるものであるのか、又は、ロクスバー なお、既に確認したように、概説書第三版では普遍国際法の例として外交使節派遣に関する法に加えて一条約に関する法

するものを含んでいるか否かについても明らかではない。 グのものなのかについては確定的な回答を与えることはできず、さらに、ここでいう「条約に関する法」が条約の拘束力に関

- 390 ついては、次章第三節三を見よ。 Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.519. なお、ここでオッペンハイムが挙げている従来の見解に
- (35) *Ibid.*, pp.8–9.
- 392 and Their Binding Force"; in *idem, Lectures on Diplomacy as Part of International Law*, Trinity/Add ms.a.338/1/16, Box 2/2 まで維持されている。また、同様の記述は一九一六年のケンブリッジ大学での彼の講義録においても見られる。*Idem,* "Treaties Wren Library, Cambridge University), pp.14-16. *Ibid.*, pp.519-520. このような条約の拘束力に関する記述は、若干の修正(関連する学説の加除)がなされているものの第三版
- (第) Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.24
- 394 これらの慣習且つ不文規則に並んで、より多くの成文規則が国際的な合意によって日々増加している。」(*Ibid.*, p.12 「数百年に亘って、国家間の行為のために多くの規則が発達してきた。これらの規則の大部分は慣習法規則である。
- 395 ことで、かかる前提から条約の拘束力に関する慣習法規則を演繹しようとした可能性を指摘する者もいる。Schiffer, *supra* note 240), pp.87-88 *Ibid.*, pp.16-17. なお、同様にこの一節に着目して、オッペンハイムが主権国家間の共同体における法秩序の存在を前提する
- (第) Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.109
- (39) *Ibid.*, p.32.
- (38) *Ibid.*, p.31.
- 二五四頁〔柳原正治執筆部分〕。 えなければならない」として、イングランドやフランスなどの中核的な領域を具体例として挙げている。柳原正治『国際法〔改 れていたと考えなければならず(一定数の国家の存在は所与の事実とみなされる)、そうした国家の領域もまた所与の事実と考 る場合、③領域権原によって説明される場合であり、①の場合について、「国際法の存在にとって複数の国家の存在が前提さ される場合を次の三つに分類して説明している。即ち、①国際法の成立の時点で存在していた国家の領域、②新国家が成立す 訂版]』(放送大学教育振興会、二○一九年)一○七-一○八頁:小寺彰ほか(編)『講義国際法[第二版]』(有斐閣、二○一○年 このような考え方は、柳原による国家領域の三分類から着想を得たものである。柳原は地球上のある陸地が国家領域とみな

また、「合意は拘束する」という規則は、古くはローマ法に、そしてかかる規則の実質的意味の変化(即ち、 ローマ法におけ

を要するが、差し当たりは註(30)に掲げた文献を参照せよ。 的に承認されていたと考えることは経験的な観点からも妥当であるように思われるのである。この点についてはさらなる検討 る「着衣の合意」だけでなく「裸の合意」についても訴権が認められるようになったこと)を考慮に入れても、 おいては少なくともその存在を見出せるものであり、キリスト教国家である共同体の元来の構成国の間でかかる慣習が普遍 中世の教会法

- $\widehat{400}$ 法に関する諸規則とは異なり、条約の拘束力に関する規則が適用され得ない国家を「同質的な国際社会」の構成国の間では 定し得ないため、ここでは同意の擬制は問題になり得なかったと考えられるかもしれない。 さらに付言するならば、本節□において普遍慣習国際法の成立の際に国家の同意が擬制される場合について論じたが、
- (22) *Ibid.*, p.18
- 403 Schmoeckel, *supra* note (63), pp.92-94. 先行研究によって示されたこれらのオッペンハイム理解の妥当性については第二部の最 るために用意された考えであったと理解することで、ルソーの一般意志に擬える右記の批判が行き過ぎている点を指摘する。 倒的多数の国の同意と理解した上で、これがオッペンハイムの理論的立場を示すものではなく、 という点で「弁明」であると批判されている。なお、シュメーケルはオッペンハイムの共通の同意を普遍的な同意ではなく圧 立場に依拠しているという点で「理想」であり、他方では多数の意思が少数のそれを拘束する正当化根拠を何も示していない によれば、オッペンハイムが提示した「共通の同意」は、一方では多数が常に少数に優位するという(非常に疑わしい)道徳的 後で検討することとしたい。 Kelsen, supra note (374), pp.271-273, n.1: Koskenniemi, From Apology to Utopia, supra note (28), p.319. 例えばコスケニエニ 慣習法規則の確認を容易にす
- (氧) Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.21.
- 405 Longman, 1992), p.14 これは、必ずしも編者によって自覚されてはいないが、オッペンハイムの概説書第九版において示されている議論でもある。 Jennings/A. Watts (eds.), Oppenheim's International Law, 9th ed., vol.1: Peace, Introduction and Part 1 (Harlow, Essex
- 406 に課されることはない、と論じていたのであった。Oppenheim, supra note (200), p.333 法がある国民の特別な同意がなくても当該国民を拘束するのに対して、 拘束されるが、両者の異同は、国内法が国民の上にある法であるのに対して国際法は国家の間にある法であり、それ故に国内 内部において(総体としての)国民が同意を与えた法に拘束されるのと同様に、 このような解釈は別稿の議論とも整合的である。即ち、 オッペンハイムは一九〇八年に公表した論文におい 国際法規則は個別国家の特別な同意なくして当該国家 国家も自らが与えた同意によって国際法規則に る国家の

407 慣習法に対して与えた同意の撤回の際に必要とされる共通の同意についての議論は本節□を見よ。

七〇

- (氧) Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), pp.548-553
- (\mathbb{Q}) Ibid., pp.550-55
- 410 The League of Nations, supra note (209), pp.69-70 の小著においては、国際連盟が設置した裁判所が事情変更に関する主張に判断を下すべきであると提案している。Oppenheim 旨を概説書第三版の中で追記していた。Oppenheim. supra note (332), p.692. 尤も、一九一九年に上梓された国際連盟について オッペンハイムは、この点に関する紛争を判断する国際裁判所が存在しないため、当該紛争に対する司法的解決は望めない
- ($\stackrel{\triangle}{\Rightarrow}$) Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.551.
- 放されるという主張に権限を付与するのみであるという確信は、前世紀〔一九世紀〕の間により普及するものとなった。〕 本文が次のように改められている。「『もし事情がこのまま存続するならば』という条項が、事情の重大な変化が生じると直ち ない。」(Oppenheim. *International Law*, 2nd ed., vol.1, *supra* note (194), pp.574-575.)また、第三版においては、脚註を付した そして、かかる要求が拒否された場合にのみ、当該国家はかかる条約義務から解放されるという宣言を正当化されるかもしれ ができないという見解である場合に、当該国家はまず条約の他当事国にアプローチし、条約を廃棄するよう要求すべきである。 に条約義務から自国が解放されることを宣言する権利を国家に付与するべきはなく、条約の他当事国によって条約義務から解 じた直後に次の二文が新たに付け加えられている。「したがって、ある国家が事情の重大な変化によって条約義務を負うこと (Oppenheim, *supra* note (332), pp.691–692. *Ibid.*, p.552. この点は、概説書第二版及び第三版において加筆修正がなされている。まず、第二版においては、このように論
- (铅) このことは、ここでオッペンハイムが一八五六年のパリ宣言を例示し、パリ宣言からの一方的な脱退が違法であると論じて 明示されている。Oppenheim. *supra* note (332), p.692. なお、ここで挙げられているパリ宣言に対するロシアの一方的脱退の件 務からの解放を求めずに、自国を条約義務から解放する権利を国家は有していない」ということが明らかになった事例として は、事情変更原則が援用された例として初版から言及がなされているが、第三版では「まずはじめに条約の他当事国に条約義 いるという事実からも理解される。Oppenheim, *International Law*, 1st ed., vol.1, *supra* note (61), p.18. このパリ宣言について ついては、註(8)に掲げた文献を見よ。
- Oppenheim, a.a.O. (Anm.208), S.11-12

414

- 415 Ebd., S.12-13. 既に前節回②で言及したように、この点は概説書における記述と同様である。
- (46) Ebd., S.8-9

- (8) Ebd., S.1
- 418 するものとして次も参照せよ。藤澤・前掲註(24)一一三-一一五頁 See Schmoeckel, supra note (231), p.707. Schmoeckel, supra note (63), pp.92-94 et 99. このようなシュメーケルの見解を採用
- (\mathfrak{P}) Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.12
- (氧) *Ibid.*, p.18
- 421 からも確認され得る。 この点は「一度成立すれば個別国家の恣意が取り去られる」(Oppenheim, a.a.O. (Anm.208), S.4.)という同論文における記述
- 422 野からは完全に消失してしまう」という説明に対応するものと理解可能である。 う難攻不落の要塞の壁に砕かれる」(ebd., S.13.)という同論文の記述に繋がると考えられる。 また、このように共同体が個別国家の意思よりも強力であると理解することで、「個別国家の意思はこのような共同体とい 反対する構成員は少しの重要性も有さず、共同体の個々の構成員と対比される統一体としての共同体の意思を求める者の視 なお、この記述は概説書における
- (氧) Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), pp.11-12 et 17.
- 424 者のみしか拘束しない」(Oppenheim, "Die Zukunft", a.a.O. (Anm.201), S.159.)という別稿における議論とも矛盾するものである Kelsen, supra note (374), pp.271-273, n.l. ケルゼンは指摘していないが、同論文のかかる一節は「多数決はその多数に属する
- 425 なお、ケルゼンによるオッペンハイム批判については第三部第二章における議論も見よ。
- (玺) Oppenheim, *supra* note (200), p.348.
- (氧) Oppenheim, The League of Nations, supra note (209), pp.44-45
- (\vec{\pi}) Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.17.
- 429 旨の発言 (「国際法は戦争終結後にこの衝撃から回復するのみならず、その正当性の証明を通して今まで以上に堅固なものとし 1915), p.157. さらに、一九一五年のミカエルマス・タームに行われた講義(「現在の戦争に関する国際法」)の初回において、同 実現をより十分に保障するための新たな努力がなされるだろう」という一節も確認することができる。L. Oppenheim. "A Pot では存在し得ない国家間共同体を構成しており、 a.a.O. (Anm.201), S.161. また、一九一五年論文と同時期に書かれたと考えられる他の論考においても、「文明諸国は国際法なし Pourri of International Law II (January, 27)", The Cambridge Review: A Journal of University Life and Thought, vol.36 (1914-なお、同旨の見解は慣習法論文の四年前に公表された別稿においても既に確認することができる。Oppenheim, "Die Zukunft" 現在の抗争が終わる時には、その基礎をより確固たるものとし、その規則の

という言葉に表されるような、段階的で漸進的な国際法の発展であったことが理解されるだろう。 Library, Cambridge University), p.27. これらの事実を考慮すると、彼が構想していたのは、「ゆっくり急げ(*Festina lente*)] (こ Law Which Have Arisen during the Present War (Michaelmas Term, 1916), Trinity/Add ms.a.338 2/2, Box 2/2 (Wrer 法])の講義録においても確認されるものである。*Idem.* "International Law in the Balance", *Some Problems on Internationa*. 年の一〇月一三日に同大学で行われた講義(「現在の戦争の中で生じた国際法の諸問題」の初回講義である「均衡の中の国際 て確立されると私は敢えて予言する。」)を確認することができる。Oppenheim, *supra* note (205), p.7. 同様の信念は翌一九一六 のラテン語は一九一九年の講義録(Oppenheim, *The League of Nations, supra* note (209).)の表紙に記されているものである。

- (\mathfrak{F}) Oppenheim, *International Law*, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.16
- (31) *Ibid.*, p.31.
- 432 後者の場合は "all = universal" なものとなる。そしてこの "common" という語を用いることで、オッペンハイムが共通の同意 中の二人以上の間で又は全員の間で共有されている状態を意味するため、前者の場合は "general" を意味し得るのに対して、 に二つの意味を持たせることを可能にしたとも考えられるのである。 このような解釈は "common" という語が有し得る二つの意味からも理解されるものである。即ち、"common" はある集
- (氧) Koskenniemi, From Apology to Utopia, supra note (28), p.319.
- み変更できるものであると論じることによって、個々の国家が一度与えた同意を一方的に撤回することができないと述べてい る。この点については第三章を見よ。 実際に、例えばトリーペルは、個別国家意思には還元され得ない共同意思を観念し、 かかる共同意思は共同意思によっての
- (拳) Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.8
- (氧) See e.g., Collins, supra note (157), pp.23-49: Hall, supra note (143), pp.269-307.
- 437 Review, vol.50 (2003), p.142: Truyol Y Serra, supra note (142), pp.412–413 See e.g., R. Kolb, "Selected Problems in the Theory of Customary International Law", Netherlands International Law
- 上、すべての記述に脚註が付されているわけではないため、彼の議論の特有性を分析するためには、彼が参照したと思われる 六二点、②特に頻繁に参照されているものは五四点 (うち①に含まれていないものは一○点) あったが、これらに加えて、③オッ 概説書を同定し、比較する必要があるといえる。概説書初版において、①同時代の主要な概説書として提示されているものは に、オッペンハイムの概説書は同時代に入手可能な多くの先行文献を参照する形で執筆されており、 ここで問題となるのは、比較対象の同定と検討範囲の確定である。即ち、 既に第一部第三章第二節において確認され 概説書という媒体の性格 たよう

てをオッペンハイムが参照可能であったかということは、彼の蔵書が散逸してしまっているという状況に鑑みれば実証不可能 書が国際法の基礎や法源を論じる章において明示的に参照されていないという状況は首肯されるだろう)。さらに、 認めるか否かによって大きく異なることは明らかであるため、とりわけ自然国際法論の影響を強く受けたスペイン語圏の概説 の他の概説書は明示的な参考文献としては利用されていない(尤も、国際法の基礎・法源に関する構想が自然国際法の妥当を やスペイン語圏の概説書については、フランス語訳のあるフィオレやカルボの概説書のみが頻繁に引用されるのみであり、そ のとして存在していた。しかしながら、①のすべてをオッペンハイムが参照したか否かは断定できない。 ペンハイムが明示的に参照していないものの、同時代の文献学的調査の結果から得られた三一点の概説書が当時参照可能なも 例えば、 イタリア語 ③ の す

な諸観念と関連し得る議論を中心に取り上げることとしたい。 れらすべてについての検討結果を記述することは冗長であるため、 らには必要に応じて、(四)オッペンハイムが直接言及していないその他の著作(③)についても検討対象としている。但し、こ 心的に検討した上で、これらに該当しないものの、(三)オッペンハイムが同時代の主要な概説書として提示したもの(①)、さ る。但し、著作が列挙されていない章も存在する。)、(二)本文又はその脚註において明示的に参照されている著作をまずは中 そこで本稿は、このような問題を認識した上で、(一)概説書各章の冒頭で挙げられている著作(その大部分は②の著作であ 前章で描かれたオッペンハイムの国際法構想における主要

- new ed. (Oxford: Clarendon Press, 1884), pp.174-175 スのドゥ・レーヌヴァル (G. de Rayneval) の議論を取り上げるものもある。See e.g., Nys, suþra note (303), pp.133-135: T. Twiss The Law of Nations Considered as Independent Political Communities: On the Rights and Duties of Nations in Time of Peace 尤も、 国際法否定論の代表者として論敵とされているのはオースティンに限られず、 同じく英国のミル(J. S. Mill) やフラン
- 440 International Law"; in D. Bell (ed.), Victorian Visions of Global Order: Empire and International Relations in Nineteenth Century Political Thought (Cambridge: Cambridge University Press, 2007), p.64, n.28 なお、とりわけ英国における当時の議論状況については次の文献も参照せよ。C. Sylvest "The Foundations
- 441 See especially, Th. A. Walker, A History of the Law of Nations, vol.1 (Cambridge: The University Press, 1899), pp.5-19
- (氧) Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), pp.10-12
- 443 Th. J. Lawrence, The Principles of International Law, 3rd ed. (Boston: D. C. Heath, 1900), p.3
- な共同体は「社会の社会(society of society)」であるとも説明される。*Ibid.*, pp.5-6. R. Phillimore. Commentaries upon International Law, vol.1, 3rd ed. (London: Butterworths, 1879), p.3. 彼によれば、このよう

445

E. von Ullmann, Völkerrecht (Freiburg: Mohr, 1898), S.6

七四

- (氧) Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.6, n.1
- 447 Twiss, supra note (439), pp.175-176: J. Westlake, International Law, vol.1: Peace (Cambridge: The University Press, 1904)
- Understanding of International Law", American Journal of International Law, vol.1 (1907), pp.1-3: Idem, "The Sanction of européen & americain: progrès de la science et de la pratique contemporaines, t.1 (Paris: G. Pedone-Lauriel, 1885), pp.34-37. 🌣 International Law, 4th ed. (Oxford: Clarendon Press, 1895), p.16: P. Pradier-Fodéré, Traité de droit international public suivant les besoins de la civilisation moderne, t.1, 2e éd. (Paris: G. Pedone-Lauriel, 1885), p.184: W. E. Hall, A Treatise on public, 4e éd. (Paris: Arthur Rousseau, 1905), pp.12-13: P. Fiore (traduit par Ch. Antoine), Nouveau droit international public. ては、例えば次の概説書においても確認されるものである。H. Bonfils (rev. par P. Fauchille), Manuel de droit international International Law", *ibid.*, vol.2 (1908), pp.451–457 お、オッペンハイムと親交の深かったルート (E. Root) も世論を国際法の制裁として捉えていた。 E. Root "The Need of Popular Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), pp.13-14. なお、国際法規則の執行における世論の機能につい
- 對) Westlake, supra note (447), p.7.
- Gegenwart, 8. Aufl. (Berlin: H. W. Müller, 1888), S.10-13 Twiss, supra note (439) p.175. See also, A. W. Heffter (bearbeitet von F. H. Geffcken), Europäische Völkerrecht der
- <u>451</u> 条件になっているという点は、既に先行研究においても指摘されてきた通りである。See Kingsbury, *supra* note (239), p.431. Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), pp.73-74. 勢力均衡がオッペンハイムの国際法論を支える前提
- (氧) Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.15.
- (氧) H. Triepel, Völkerrecht und Landesrecht (Leipzig: C. L. Hirschfeld, 1899), S.88
- る行為規則を構成するものであり、そのような〔法の〕明確化及び修正は一般的同意によってなされるものである。」なお、 国の間で理解される国際法は、正義に一致するものとして独立する国家間に存在する社会の本質から理性によって引き出され この部分には次の文献を参照する旨の脚註が付されている。J. Madison, Examination of the British Doctrine with Subjects to Capture a Neutral Trade Not Open in Time of Peace (London: Ellerton & Byworth, 1806), p.4.1 H. Wheaton (ed. by R. H. Dana), Elements of International Law, 8th ed. (Boston: Little, Brown, and Co., 1866), p.23. | 文明諸
- (448), p.5 (448), p.5

- 456 という観点からは、各論者の構想において "common"と "general"という用語を区別する実質的意味が含意されているか否か ということには注意を要する。この点については本章第四節における検討を見よ。 Intercourse of States in Peace and War, vol.1, 3rd English ed. (London: K. Paul, 1893), p.54. 尤も、国際法の妥当範囲に Wheaton, supra note (454), p.20: H. W. Halleck (rev. by Sir S. Baker), International Law, or, Rules Regulating the (n)
- 示したのは一八八八年の著作においてであった。*Idem.* "Introductory Lecture on International Law (Cambridge, 1888)"; ir Reference to Its Practice in England (London: W. Maxwell, 1880), p.2. ウェストレイクがオースティンに対する反論を初めて提 は真の法としての実定性を欠いている」と論じていた。Idem, A Treatise on Private International Law, with Principal p.16.)。尤も、ウェストレイクは、国際私法に関する初期の著作(一八八○年)においてはオースティンの議論に与し、)ppenheim (ed.), *supra* note (204), pp.396-397 Westlake, supra note (447), p.7. なお、「意見の一般的合致(general consensus of opinion)」と説明されることもある(ibid. 「国際法
- (拳) Triepel, a.a.O. (Anm.453), S.32
- (玺) Heffter, a.a.O. (Anm.450), S.7.
- (毫) A. Rivier, Principes du droit des gens, t.1 (Paris: Arthur Rousseau, 1896), p.8.
- 461 このような観念における類似性が如何なる意味を有するのかという点については、 本章第四節」における検討を見よ。
- 462 Anm.307), S.6. F. von Holtzendorff, "Grundbegriffe, Wessen und Verhältnißbestimmungen des Völkerrechts"; in ders (Hrsg.), a.a.O
- 463 Ebd., S.26. なお、ホルツェンドルフは法の執行の保障を国家間の法的義務の相互的承認に求めている(ebd., S.22)。
- (鉛) この点の検討は本章第四節 ()を見よ。
- (45) Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.21
 (46) Ibid.
- 467 てはならない。」 (Pradier-Fodéré, supra note (448), p.78.) らは概して法源を国際法の基礎と混同しており、時には法源をそれによって規則を発見するところの文書でしかないと考えて 重要性について意見が一致しておらず、また、法源という語の意味について明確な考えを有していないようにも思われる。彼 いる。法源を原則・原因・起源と同義であると解するならば、理想国際法の法源は社会性(集団でいることの社会的本性)であ 例えばプラディエ=フォデレ(P. Pradier-Fodéré)は次のように論じている。「著述家たちは、国際法の法源の分類及び各々の […中略…] 現実国際法の法源は明示又は黙示の国家の同意である。[…中略…]。しかしながら、法源と基礎とを混同し、

- 468 二次的法源として示されるものが本来の意味での法源ということになる。なお、このような二分法については、例えば次の文 献も参照せよ。立作太郎『平時国際法論』(日本評論社、一九三〇年)三四頁。 Rivier, supra note (460), p.27. リヴィエがいうところの一次的法源というのはオッペンハイムにおいては「基礎」であって、
- 469 一次的法源と二次的法源という区別を明確に否定するものとして、次の議論を見よ。Bonfils, *supra* note (448), pp.21-22
- 470 Wheaton, supra note (454), pp.23-27. See also, H. Taylor, A Treatise on International Public Law (Chicago: Callaghan, 1901)
- 471 p.91: F. von Martens (übersetzt von C. Bergbohm), Völkerrecht: das internationale Recht der civilisirten Nationen See Calvo, supra note (304), pp.158-163: Hall, supra note (448), p.5: Halleck, supra note (456), p.55: Lawrence, supra note (443)
- 472 代わるであろう慣行や、条約締結への誘因となるものとして論じている。Oppenheim, *International Law*, 1st ed., vol.1, *supr*a 解、捕獲審検所の決定及び仲裁判断等 ―― を「国際法の成長に影響を与える要素」と捉え、これらの要素がいずれは慣習に systematisch dargestellt, Bd.1 (Berlin: Weidmann, 1883), S.187: Pradier-Fodéré, supra note (448), p.79 なお、オッペンハイムは、慣習及び条約以外で以上のように法源として挙げられてきたもの ―― 例えば、 国際法学者の見
- (\mathfrak{S}) Bonfils, supra note (448), pp.22 et 25–27.
- (亞) Nys, *suþra* note (303), pp.144–163 (亞) Rivier *suþra* note (460), pp.27 *et*
- (\(\frac{\pi}{2}\)) Rivier, supra note (460), pp.27 et 35-36.
- 476 général de droit international public, t.108 (2004), pp.381-405. なお、「国際社会全体」という地理的妥当範囲の「普遍性」に着 目して、本概念は普遍国際法と互換的に用いられることも多い。両概念の異同については、柳原ほか(編)・前掲註(6)七一頁 [柳原正治執筆部分]を見よ。 See e.g., G. P. Buzzini, "La 'généralité' du droit international général: réflexions sur la polysémie d'un concept", Revue
- 477 開されたが、このような議論においても、欧州や文明諸国間といった限定された地理的範囲における国際法の一般的妥当性は 法学論集』第五巻(一九九〇年)一-八二頁。なお、国際法の妥当範囲を限定する議論が一八世紀中葉から一九世紀にかけて展 同様に自然法や慣習法によって説明されていた。この点については、明石・前掲註(踨)九−一○頁を見よ。 この変遷過程については次の文献を参照せよ。小森光夫「国際法の学説における慣習法概念の位置づけの変遷」『千葉大学
- 478 国際法の法源」長尾龍一/田中成明(編)『現代法哲学 小森・前掲註 (銒) 七三頁。なお、これらを意思主義と客観主義の対立という観点から整理するものもある。藤田久一「現代 三 ―― 実定法の基礎理論』(東京大学出版会、一九八三年)二八八 - 二

- 九〇頁:森川・前掲註(4)一一五-一四一
- 479 畑・前掲註(34)九〇頁、
- Wolff, Jus gentium methodo scientifica pertractatum (Francofurti/Lipisiæ, [s. n.], 1764); reproduced in J. B. Scott (ed.), Tho 論において、慣習国際法は事実(facti)に属する問題であるため国際法学の対象とはなされなかった点には注意を要する。Ch Classics of International Law, vol.13 (Oxford/London: Humphrey Milford, 1934), § .23n. ヴォルフの慣習国際法論の詳細については、 次の文献を見よ。柳原・前掲註(28)九○−九三頁。尤も、 ヴォルフの国際法理
- völkerrechtlichen Gewohnheitsrechts", Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht, Bd.29 (1969), S.636-637 n.272-274: Neff, supra note (151), pp.313-315: A. Verdross, "Entstehungsweisen und Geltungsgrund des universeller note (28), pp.416-417; M. H. Mendelson, "The Formation of Customary International Law", Recueil des cours, t.272 (1998), p.254 *de droit international public*, t.90 (1986), p.13: Kolb, *supra* note (437), pp.141-142: Koskenniemi, *From Apology to Utopia, supra* Haggenmacher, "La doctrine des deux éléments du droit coutumier dans la pratique de la cour international", *Revue général*. 1998), pp.31 et 162: H. Günther, Zur Entstehung von Völkergewohnheitsrecht (Berlin: Duncker & Humblot, 1970), S.23-32: P See e.g., O. A. Elias/C. L. Lim, The Paradox of Consensualism in International Law (The Hague: Kluwer Law International
- 482 三版]』(東信堂、二〇一一年)五一-五三頁。 うになるのは、あくまで残りの国々がかかる慣習国際法を国際法規範として承認するからであると説明されている。このよう 際法の一般的効力を否定するトゥンキンによれば、大多数の国家によって認められた慣習国際法がすべての国家を拘束するよ な彼の慣習法理論については、例えば次の文献を見よ。松井芳郎『国際法から世界を見る ―― 市民のための国際法入門〔第 See G. I. Tunkin (trans. by W. E. Butler), Theory of International Law (London: Allen and Unwin, 1974), pp.123–133.
- 483 例えば次の文献を参照せよ。松井・前掲註(31)一四-一五頁。 尤も、トゥンキン自身がこの議論を一貫して提示していたか否かについては疑問が残るところである。この点については、
- 484 第三部第一章及び第二章を見よ。
- 485 掲註(4)一三六-一三七頁。 この点を整理したものとして、例えば次の文献を見よ。小寺ほか(編)・前掲註(39)四六頁 [小森光夫執筆部分]:森川
- 486 Scotia, 81 U. S. 14 Wall. 170 (1872) よってではなくとも一般的に受け入れられた慣行が普遍的な義務を創設すると判示した「スコチア号」事件も想起せよ。 また、関連する国家実行の例として、オッペンハイムと同様に「共通の同意」という概念を用いて、 世界中のすべての国に

487 たと言えよう。See Th. D. Woolsey, Introduction to the Study of International Law (Boston/Cambridge: James Munroe and はその当事者による同意によってのみ生成し得る」として、慣習法も同意によって説明されていた。しかし、彼の構想する慣 の一例として挙げられるウールズィーの国際法論においては、非実定的要素が完全に排除されていなかったものの、「国際法 件を充足した場合には、オッペンハイム以外でもこのような問題は生じ得る。例えば、一九世紀における実証主義国際法理論 Co., 1860), pp.5–6. 習法は一般法であることが前提とされていたため、オッペンハイムの国際法論に対して提起され得るような問題は生じなかっ 付言するならば、自らの国際法論の中から非実定的要素を排除し、且つ、慣習国際法を一般国際法と同一視しないという条

七八

- von Martens, a.a.O. (Anm.471), S.187-188
- 489 Pradier-Fodéré, supra note (448), p.86
- 491 490 Bonfils, *supra* note (448), p.22
- Halleck, *supra* note (456), p.51
- 492 493 Heffter, a.a.O. (Anm.450), S.7: von Holtzendorff, a.a.O. (Anm.462), S.83-85 Westlake, supra note (447), p.14
- (2013), p.54. 尤も、リヴィエに先行する概説書においても、「法的必要的信念(*opinio juris necessitatis*)」という概念が用いられ る国際的な法意識の表明である。」(Rivier, *supra* note (460), p.35.) リヴィエによるこのような定式化は、二要件論の祖型として ることで二要件の定式化がなされている例を確認することができる。A. Quaritsch. Compendium des europäischen ölkerrechts: Lehrbuch und Repetitorium, 2. Aufl. (Berlin: Puttkammer und Mühlbrecht, 1875), S.4. 般的に理解されている。See J. Crawford, "Chance, Order, Change: The Course of International Law", Recueil des cours, t.365 「国家の慣習又は慣行 (la coutume ou l'usage)はその必要性の信念を伴って継続的に繰り返される事実によってもたらされ
- Hall, *supra* note (448), pp.6-7

495

- 496 Halleck, *supra* note (456), pp.55-57
- 497 Westlake, supra note (447), p.16
- 498 von Ullmann, a.a.O. (Anm.445), S.29
- 499 Rivier, *supra* note (460), p.25
- 500 von Martens, a.a.O. (Anm.471), S.187-188
- Bonfils, *supra* note (448), pp.22-23

- 503 502 Pradier-Fodéré, supra note (448), p.86
- 504 von Holtzendorff, a.a.O. (Anm.462), S.83-85 Heffter, a.a.O. (Anm.450), S.7.
- Westlake, supra note (447), p.16
- 506 505 Bonfils, *supra* note (448), p.23.
- 507 von Ullmann, a.a.O. (Anm.445), S.30
- 508 Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.23
- 509 概説書第一巻の第四九二節「様々な種類の条約」において、様々な種類の条約を区別するための多くの試みがなされてきた それらは失敗しているという紹介の後に、立法条約とその他の条約とを区別するという自身の構想が示されている。そし 後に言及されるように、ウルマンの著作が当該部分で挙げられていたことは注目に値する。
- 511 510 Halleck, *supra* note (456), pp.50 *et* 62 Calvo, *supra* note (304), pp.159–160
- 512 Fiore, *supra* note (448), p.213
- 513 Pradier-Fodéré, supra note (448), pp.82-83
- 514 ならないものの、当事国間に一種の法秩序を創設するものである故に法源とみなされると論じている。なお、マルテンスのか 商・領事等)について妥協を取り決めた条約、という二つに類型化し、②については、これらが一般国際法の直接の法源とは かる二類型は、後述の規範内容を基準とする類型化(法律行為条約と法規範条約との区別に基づくもの)に属するものとも評価 し得るが、すべての条約の法源性を承認している点においてかかる類型化を採用する議論とは異なるものである。 von Martens, a.a.O. (Anm.471), S.189-190. マルテンスは、条約を①国際法原則を承認する条約、②多様な利害 (友好関係・通
- 516 515 Bonfils, *supra* note (448), pp.23-24.

Ibid., pp.24–25

- 517 Rivier, *supra* note (460), p.36
- 518 von Holtzendorff, a.a.O. (Anm.462), S.104
- 519 の法源として重要である。」 の中でも、国家間関係に一般的に適用可能な規則又は国家間関係にとって有害であった先の時代の実行を改める規則が国際法 Ebd., S.105. なお、法源としての重要性という観点からは、両者の間に次のような差異があると説明されている。| 集団条約

七九

- 520 れる。この点については本章第四節(しも見よ。 これは、当時のドイツにおける私法学で支配的な見解であった法律行為と法命題との区別を国際法に類推したものと考えら
- 521 Hall, *supra* note (448), pp.9–12
- 522 Lawrence, *supra* note (443), pp.94–99
- 523 *Ibid.*, p.91.
- 524 う原則を挙げている。但し、米国が批准を拒否した一八五六年のパリ宣言の法源性は否定されている。*Ibid.*, p.96 なお、このような同意が一般的であれば足りることの理由として、「法は些事を顧みない(de minimis non curat lex)」とい
- 525 Ibid., p.100.
- 527 526 Taylor, *supra* note (470), pp.93-96

Ibid., pp.93-94

- Ibid., p.94.
- 528
- 行を分析した文献(Madison, *suþra* note (454), pp.39-44.)を同様に引用していることから、これらが当時の英国の実行に即した 分類であったことが推察される。 ホール及びローレンスが英国人であること、そしてこの両者と米国人であるテイラーが、各自の概説書において、 英国の実
- 530 von Holtzendorff, a.a.O. (Anm.462), S.102
- 531 Ebd., S.103
- 532 Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.518, n.2
- 題」の解決を図ったベルリン条約(一八七八年)、そしてスエズ運河の永世中立を規定したコンスタンティノープル条約(一八 ペンハイムの概説書のみで言及されていたのは、ルクセンブルクの永世中立を規定したロンドン条約(一八六七年)、「東方間 関するものに限っていえば、オッペンハイムの例示と殆ど重複している。これらの著作刊行時までに締結された条約で、オッ Enke, 1889), S.14.) 及びマルテンス(von Martens, a.a.O. (Anm.471), S.190.) を参照しつつ立法条約を例示しているが、一九世紀に des Völkerrechts (Dorpat: C. Mattiesen, 1877), S.91-98.) ′ コヤイH(A. Rivier, Lehrbuch des Völkerrechts (Stuttgart: Ferdinand 八八年)の三点である von Ullmann, a.a.O. (Anm.445), S.31-32. なお、ウルマンはベルクボーム (C. Bergbohm, Staatsverträge und Gesetze als Quellen
- 534 Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.23
- 535 von Ullmann, a.a.O. (Anm.445), S.31-33

- 536 Ebd., S.31. 尤も、 ウルマンは契約理論を全面的に国際法論に類推することには否定的であった。Ebd., Anm.3
- 537 篠原初枝『戦争の法から平和の法へ ―― 戦間期のアメリカ国際法学者』 (東京大学出版会、二〇〇三年)五五頁。ポロックは 四 – 八七五頁。このような見解と異なるものとして、法理学者ポロック(F. Pollock)の立法条約論を挙げる篠原の研究がある。 University Press, 1937), p.48:広部和也「立法条約」国際法学会(編)『国際関係法辞典〔第二版〕』(三省堂、二〇〇五年)八七 いても勢力においても大部分の国家が締結した合意」を立法条約と論じていた。F. Pollock. "The Sources of International Law' International Legislation: An Essay on Changes in International Law and in International Legal Situations (London: Oxforc Arbitration (London/New York: Longmans, Green and Co., 1927), p.158. See also, T. Gihl (trans. by S. J. Charleston, Columbia Law Review, vol.2 (1902), p.512 九〇二年の論文において、「一般的・恒久的な利害調整のために、 H. Lauterpacht, Private Law Sources and Analogies of International Law: With Special Reference to International 文明諸国における少数の国家によってではなく、数にお
- (38) Triepel, a.a.O. (Anm.453). トリーペルの議論の詳細については次章も見よ。
- る議論は非常に単純化されている。このような指摘については、 t.1 (1923), pp.73-121.)。三部構成の同講義の第一部「国際法と国内法との関係」において、立法条約論が言及されているが、既 という講義を担当している(H. Triepel. "Les rapports entre le droit interne et le droit international public", *Recueil des cours* ぐる諸学説とその理論的基盤」広部和也/田中忠(編)『国際法と国内法: に指摘されている通り、 なお、一八九九年の著作とは別に、トリーペルは一九二三年にハーグ国際法アカデミーにおいて「国内法と国際法との関係 一九九一年)三一-五六頁。 同講義においては、一八九九年の著作の背景にあった問題意識や契約合意と共同意思形成合意に関す 例えば次の文献を見よ。 ―― 国際公益の展開:山本草二先生還暦記念』(勁草 田中忠「国際法と国内法の関係をめ
- (墨) Triepel, a.a.O. (Anm.453), S.27
- (到) Ebd., S.8-11.
- (妥) Ebd., S.27-29, 32.
- 543 第三九巻(一九九四年)三二〇-三二三頁。 この点については次の文献も参照。長谷川正国 「適用論の観点よりみた多数国間条約義務の構造(一)』『福岡大学法学論叢
- 544 書においても、 の著作が引用されることで立法条約論が展開されていた。同様に、トリーペルの著作(一八九九年)刊行以前に上梓され Bergbohm. a.a.O. (Anm.533), S.79-82. 前掲註(铴)で既に言及したように、ウルマンの概説書においては、 ベルクボームの同著作が参照されることで、条約類型が提示されていたことを確認できる。von Martens, a.a.O このベル クボーム

- (Anm.471), S.189, Anm.5: L. Renault, *Introduction à l'étude du droit international* (Paris: L. Larose, 1879), pp.33-40: H. Schulze, Grundriss zu Vorlesungen über Völkerrecht (Heidelberg: J. Hörning, 1880), S.26-27.
- 545 (Hrsg.), Festgabe der Leipziger Juristenfakultät für Dr. Bernhard Windscheid zum 22. Dezember 1888 (Leipzig: Duncker & Humblot, 1889), S.69-70. K. Binding, "Die Gründung des Norddeutschen Bundes: ein Beitrag zur Lehre von der Staatenschöpfung"; in ders
- 546 G. Jellinek, System der subjektiven öffentlichen Rechte (Freiburg: J. C. B. Mohr, 1892), S.193-197
- 547 十分である」(ebd., S.48.)と批判している。この点については次章も見よ。 Triepel, a.a.O. (Anm.453), S.47. 尤も、ベルクボームがこの区別を締約国の意思に求めたことについては、「その基礎づけが不
- (\(\frac{\pi}{\pi}\)) Ebd., S.50
- (亲) Ebd., S.51
- (55) Ebd., S.63-66.
- 三五一頁、註六も参照 めぐって』(岩波書店、二〇一三年)九五頁、註三三:西・前掲註(21)八七頁、註一六〇。なお、長谷川・前掲註(宛)三五〇-いる。この点については次の文献も見よ。小島慎司『制度と自由 ―― モーリス・オーリウによる修道会教育規制法律批判を の一八九九年著作において紹介される彼以前の論者によって用いられている "Vereinbarung" については「協約」と訳出して 形成を担う合意として観念されている "Vereinbarung" を記述的に「共同意思形成合意」と訳出している。また、トリーペル 為(Gesammtakt)」から区別するためである。そのため、本稿においては、トリーペルにおいて「共同意思(Gemeinwille)」の なお、トリーペルの観念した "Vereinbarung" を「共同意思形成合意」と訳出したのは、しばしば混同されてきた「合同行
- (箋) Triepel, a.a.O. (Anm.453), S.67-70.
- (選) Oppenheim, *supra* note (392), pp.14–16.
- (姜) Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.519
- (55) Hall, *supra* note (448), p.339
- Alfred Hölder, 1880), S.31 G. Jellinek, Die rechtliche Natur der Staatenverträge: ein Beitrag zur juristischen Construction des Völkerrechts (Wien:
- 557 (Bern: K. J. Wyss. 1894), S.203-204. なお、ニッポルトによれば、このように自己拘束を表明する国家意思は理性的なものとし O. Nippold, Der völkerrechtliche Vertrag, seine Stellung im Rechtssystem und seine Bedeutung für das internationale Recht

- (55) Triepel, a.a.O. (Anm.453), S.82.
- 559 1878), S.236 J. C. Bluntschli, Das moderne Völkerrecht der civilisirten Staten als Rechtsbuch dargestellt, 3. Aufl. (Nördlingen: C. H. Beck,
- (毫) Ebd., S.237
- (医) Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.517
- (瓷) Despagnet, *supra* note (303), p.479
- 563 *zontemporaines*, t.2 (Paris: G. Pedone-Lauriel, 1885), pp.476–477. 尤も、彼は究極的な妥当根拠を自然法に求めていた。*Ibid.*, p.844 P. Pradier-Fodéré, Traité de droit international public européen & americain: progrès de la science et de la pratique
- (5) A. Rivier, Principes du droit des gens, t.2 (Paris: Arthur Rousseau, 1896), p.38
- (5) Heffter, a.a.O. (Anm.450), S.183
- (5) von Martens, a.a.O. (Anm.471), S.390.
- 567 F. Laghi, Teoria dei trattati internazionali: parte generale (Parma: [s. n.], 1882), p.240
- 568 (ed.), Routledge Handbook on International Law (Oxon/New York: Routledge, 2009), pp.141–153: Vec, supra note (254), pp.679-See e.g., Kennedy, supra note (253), pp.99-136: M. Koskenniemi, "The Legacy of the Nineteenth Century"; in D. Armstrong
- 569 討を中心として」『世界法年報』第二二号(二○○二年)五 −八頁:郭舜『国際法哲学の復権』(弘文堂、二○二二年)一六八 − 八一頁:西・前掲註(20)(「実証主義者ラウターパクト」)九五-九七頁。 例えば次の文献を見よ。明石欽司「国際法学における実証主義の史的系譜 ―― 一八世紀における『実証主義的』著作の検
- (50) 西・前掲註(20)(「ヴァッテル」)一七五頁、註一三。
- (臺) Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.1, supra note (61), p.93
- 572 ヴィニー(F. C. von Savigny)を国際法史の文脈に位置づけた議論も参照せよ。L. Nuzzo, "History, Science and Christianity: nternational Law and Savigny's Paradigm"; in Nuzzo/Vec (eds.), supra note (254), pp.25-50. Triepel, a.a.O. (Anm.453), S.30, Anm.1. このようなトリーペルの歴史法学に対する批判に関連して、歴史法学の祖であるサ
- 573 *suþra* note (28), pp.476-481: Weil, *suþra* note (23), pp.66-81. 意思主義と合意主義とを観念上区別する必要性を説明した前掲計 See von Bernstorff, Der Glaube an das universale Recht, a.a.O. (Anm.145), S.13-37: Koskeniemmi, From Apology to Utopia.

positivisme sur la doctrine volontariste et objectiviste en droit international: plus qu'un facteur de rapprochement?"; in Dupuy/Chetail (eds.), *supra* note (151), pp.335–364 観主義的構成と客観主義的構成との区別について言及するものとして、次の文献も参照せよ。E. 在する要素に基礎づける「客観主義」を挙げていた。このようなヴェイユの議論に基づいて、 な国際法体系に内在する要素に基礎づける「主観主義(意思主義又は合意主義)」と、自然法又は道徳的価値のような体系に外 (23)で言及したように、ヴェイユは、国際法の拘束的性質の基礎づけには二つの方法があるとして、 本稿が採用する国際法秩序の主 Wyler, "L'influence du 国家意思及び合意のよう

八四

- 574 観憲法の間」西原博史(編)『岩波講座憲法 二 ―― 人権論の新展開』(岩波書店、二〇〇七年)五 – 六頁。 られ、それ故に、この法命題・法律行為という区別に基づく客観主義的構成と、国際法の主観的構成 命題・法律行為という区別については例えば次の文献を見よ。石川健治「『基本的人権』の主観性と客観性 際法を客観的に根拠づける考え方 ―― という二つの客観主義的構成が観念され得るのである。なお、当時の文脈における法 意思の絶対性を強調する考え方 ―― に対して提起されるようになった客観主義的構成 ても構想されている。かかる区別によれば、既に後者が共同体又は法秩序を措定している点で客観主義的な構成であると考え 本稿における客観主義的構成は、当時のドイツ法学における法命題と法律行為との区別に関する議論を説明し得るものとし ―― 国際共同体の法意識によって国 主権に基づく国家
- 575 家の同意ではなく、共通の法的確信を共有すると措定されるところの共同体それ自体に求められることになる。 る国家のみが共通の法的確信を有する国家としてかかる共同体の構成員となると構想されているため、国際法秩序の淵源は国 Nations)」を構想した上で、この法的確信(一次的法源)が慣習国際法と法形成条約(二次的法源)にそれぞれ反映され、これら ィエの国際法構想は客観主義的構成を採用していると評価可能である。Rivier, supra note (460), pp.8 et 38 国の一致した同意によって承認されると論じられるが、実際には条約のみに限定されず、国際法の拘束力一般を承認してい |国際法の(二次的)法源の一般的妥当性を措定している。なお、リヴィエによれば、 リヴィエはかかる 「共通の法的確信」を共有する共同体として(オッペンハイムと同様に)「同質的な国際社会(la Famille des 条約の拘束力はかかる共同体を構成する 1]
- (5) Westlake, *supra* note (447), p.16
- (景) Triepel, a.a.O. (Anm.453), S.32
- (\vec{\pi}) Heffter, a.a.O. (Anm.450), S.7
-) von Holtzendorff, a.a.O. (Anm.462), S.26

579

- (爱) See Bonfils, *suþra* note (448), p.22: Carty, *suþra* note (246), p.33
- オッペンハイムが明示的に参照していない文献の中でも、 例えば次のものは歴史法学に属する議論であると評価できる。

See also, D. Anzilotti, Teoria generale della responsabilità dello stato nel diritto internazionale (Firenze: F. Lumachi, 1902) Aufl. (Hannover: C. Meyer, 1878), S.1: H. B. Oppenheim, System des Völkerrechts, 2. Aufl. (Stuttgart: A. Kröner, 1866), S.4, 82 (Freiburg/Tübingen: J. C. B. Mohr, 1884), S.187: A. Hartmann, Institutionen des praktischen Völkerrechts in Friedenszeiten, 2 von Bulmerincq, "Das Völkerrecht oder internationales Recht"; in O. von Sarwey (Hrsg.), *Handbuch des oeffentlichen Rechts*

- るような、 europäisches Völkerrecht der Gegenwart (Graz/Leipzig: U. Moser, 1885), S.4–5 Bonfils, supra note (448), pp.17-22. オッペンハイムの概説書では明示的に参照されていないが、例えば次の概説書に代表され 自然国際法とは区別される欧州国際法の法源についての議論のみを提示するものも同様である。P. Resch,
- 583 Pradier-Fodéré, supra note (448), p.86.
- 584 Halleck, *supra* note (456), p.51
- 585 Westlake, supra note (447), p.14
- 586 von Martens, a.a.O. (Anm.471), S.187-188
- 587 588 Halleck, *supra* note (456), p.51 Bonfils, *supra* note (448), p.22.
- 590 589 Bonfils, supra note (448), p.3
- von Ullmann, a.a.O. (Anm.445), S.31-32
- 591 リネックの『公法上の権利の体系』における議論を参照することで、契約条約であっても国際法の法源になり得ると論じた上 で、このように契約条約を国際法の法源と捉える議論として、オッペンハイムの概説書初版(第一八節)を挙げている。Ebd *Völkerrecht,* 2. Aufl. (Tübingen: J. C. B. Mohr, 1908), S.45. さらに、トリーペルの契約条約・立法条約という分類について、イェ ては、「立法条約(rechtsetzender Vertrag)」という独語表記に、英語の "law-making treaty" が追記されている。Ders オッペンハイムの概説書初版が出版された三年後にウルマンの概説書第二版が上梓されることになるが、この第二版におい
- 592 ると論じるのみで、その法源性については何も論じていない。Oppenheim, *International Law*, 1st ed., vol.1, *supra* note (61) 例えばウルマンが法源としての条約から排除しようとした同盟条約について、オッペンハイムは同盟が条約により設立され
- 593 このような指摘は、概説書第二巻において戦争が条約に及ぼす効果をオッペンハイムが論じる際に、 戦争の開始と同時に消

れる。 しない条約類型の一つとして「例えばパリ宣言のようないわゆる立法条約」を挙げている点についても妥当するように考え Oppenheim, International Law, 1st ed., vol.2, supra note (61), p.108

イムの立法条約論は不完全であったといえる。実際に、(恐らく)このような理解に即して、この文脈におけるオッペンハイム うか。これらの解釈の妥当性は措いても、 として立法条約と並列する形でその直後に挙げられている「大多数の国家が当事国となっている条約」(該当部分では 条約であれば戦争の開始によって消滅しないことの根拠は何も説明されていない点が問題となる。さらに、 であった(若狭彰室「『戦争が条約に及ぼす効果』の正当化原理 ―― 一八 – 一九世紀初頭学説の一断面」『国際法外交雑誌』第 別する思考自体は、例えばマルテンス (G. F. de Martens)のように「一九世紀」前半の国際法論において既に確認されるも 際法学会ヘルシンキ決議 (一九八五年)の批判的検討」『関西大学法学論集』第四一巻 (一九九一年)一二一五頁、註二一。 の立法条約についての議論が「踏み込んだ」ものであるという指摘もある。坂元茂樹「武力紛争が条約に及ぼす効果(一):国 論じられているのみであって、ここにおける立法条約という観念はパリ宣言を形容する意味しか有さなかったのではないだろ のような戦時国際法に関する初期の多数国間条約が、多数国間条約であるが故に戦争の開始によって消滅しないということが 示することが求められるが、彼はそのような立論をここでは試みてはいないからである。換言するならば、ここではパリ宣言 の条約であるという理解が貫かれているのであれば、この法源性を根拠とした立法条約に固有の法的効果を戦争との関係で提 ことが述べられているようにも理解される。というのも、仮にオッペンハイムにおいて、立法条約のみが国際法の法源として 便連合に関する条約が例として挙げられている。)に該当するが故に、多くの立法条約も戦争の開始によって消滅しないとい に理解するならば、国際法の法源たる立法条約であるが故に条約が消滅しないと論じられているというよりはむしろ、 一一一巻(二〇一二年)一一八-一二三頁)。しかしながら、(マルテンスの類型論と同様に)オッペンハイムにおいても、立 かに、このような条約の一定の類型化に即して、戦争の開始によって自動消滅する条約と停止・廃棄され得る条約とを オッペンハイムと同様に立法条約観念を援用したウルマンは、 「消滅しない根拠を提示していなかったという点において、 戦争が条約に及ぼす効果について論じる際には立法 いずれにせよオッペンハ 彼の記述を内在的

594 ペンハイムと同旨の議論を展開していることは確認できない。同様に、 aus den völkerrechtlichen Begriffen (Berlin: Julius Springer, 1896), S.8.) であるが、該当箇所を精査しても、ハイルボルンがオッ ムも参照し得た唯 際法の存在に基礎づける議論として、オッペンハイムをはじめとして複数の議論が引用されていた。その中で、 第一部で取り上げた一九三五年のハーヴァード草案第二〇条の註釈において、 一の概説書がハイルボルンによって上梓されたもの(P. Heilborn, Das System des Völkerrechts entwickelt ローレンスについても、 条約の拘束力を国家に義務づけ ハーヴァー ド草案で参照され オッペンハ ,る慣

に言及していない。von Ullmann, a.a.O. (Anm.445), S.319-320

法による基礎づけの議論はなされていない。 九○○年の第三版においても「条約の義務」に関する記述(Lawrence, *suþra* note (443), pp.287-289.)があるが、ここでも慣習 p.303.)において同旨の記述を確認することはできない。なお、ローレンスの概説書については、オッペンハイムが参照した一

ている箇所(Th. J. Lawrence (rev. by P. H. Winfield), *The Principles of International Law*, 7th ed. (London: Macmillan, 1925),

八七